

目 次

○第1号（6月13日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	7
◇高田清一君	8
◇杉井保夫君	2 2
◇南 千晴君	3 5
◇清水健一君	5 0
◇小野関武利君	5 8
日程第 5 陳情について	6 6
散 会	6 7

○第2号（6月21日）

議事日程 第2号	6 9
本日の会議に付した事件	6 9
出席議員	7 1
欠席議員	7 1
説明のため出席した者	7 1
事務局職員出席者	7 1
開 議	7 2
日程第 1 会議録署名議員の指名について	7 2
日程第 2 同意第 2号 榛東村固定資産評価員の選任について	7 2

日程第 3	同意第 3号	榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	7 3
日程第 4	同意第 4号	榛東村教育委員会委員の任命について……………	7 4
日程第 5	承認第 2号	専決処分の承認について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）……………	7 5
日程第 6	承認第 3号	専決処分の承認について（榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）……………	7 7
日程第 7	承認第 4号	専決処分の承認について（榛東村税条例等の一部を改正する条例について）……………	8 1
日程第 8	議案第 47号	榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について……………	8 6
日程第 9	議案第 48号	平成28年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について……………	8 8
日程第10	議案第 49号	平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について……………	9 0
日程第11	議案第 50号	平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について……………	9 2
日程第12	議案第 51号	平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について……………	9 3
日程第13	議案第 52号	平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について……………	9 6
日程第14	議案第 53号	平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について……………	9 8
日程第15	報告第 1号	平成27年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について……………	1 0 0
日程第16	報告第 2号	榛東村土地開発公社の経営状況報告について……………	1 0 1
日程第17	陳情第 3号	村道桃泉・上野原及び桃泉4号線道路改良工事について……………	1 0 4
日程第18		総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………	1 0 5
日程第19		文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………	1 0 5
日程第20		議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	1 0 5
		日程の追加……………	1 0 6

追加日程第 1 同意第 5 号 榛東村副村長の選任について	106
議長挨拶	107
閉 会	108

平成 2 8 年 第 2 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

6 月 1 3 日 (月)

平成28年第2回榛東村議会定例会会議録第1号

平成28年6月13日（月曜日）

議事日程 第1号

平成28年6月13日（月曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

日程第 5 陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
9番	松岡好雄君	11番	岩田好雄君
12番	岸昭勝君	13番	早坂通君
14番	金井佐則君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	総務課長	小山美子君
企画財政課長	清村昌一君	税務課長	山本正子君
住民生活課長	久保田邦夫君	健康保険課長	安田睦君
産業振興課長	青木繁君	建設課長	久保田勘作君
上下水道課長	清水義美君	会計課長	清水喜代志君
教育長	阿佐見純君	教育委員会 事務局長	青木芳弘君

事務局職員出席者

事務局長	岩田健一	書記	津久井久美
------	------	----	-------

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第2回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成28年第2回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、極めてご多用のところ、ご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

新年度に入り、早いもので、榛名山の新緑もひときわ鮮やかとなり、季節は梅雨の時期を迎えました。この4月には熊本地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。東日本大震災から5年の歳月が流れました。しかしながら、その傷が癒えない中、自然は容赦なく、試練の牙を再度人間に向けました。犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の一日も早い復興を願わずにはいられません。

群馬県は災害とは無縁と言われてきましたが、日本は地震列島であります。何が起こるかわかりません。「治にいて乱を忘れず」と申します。平時のときこそ、防災計画に沿った災害訓練を定期的に行い、万が一に備え、被害を最小限に食い止めることが、我々議会人、そして行政マンに課せられた責務だと考えております。そして、平常時においても危機感を持ち続けることが、村民にも行政にも不可欠なことだと考えております。

さて、6月に入り、安倍首相は消費税の10%増税を再度延期すると発表いたしました。少子高齢化の進展による年金、介護、医療費は年々増大しております。また、子育て支援に要する費用も削減することはできません。必要な財源を国債という借金に頼り、そのツケを子や孫に背負わせることは、さらなる格差社会を招くものと憂慮するものであります。

6月22日には7月10日投票の参議院議員通常選挙が公示され、この選挙から選挙権が18歳までに引き下げられます。世界の情勢から見れば、日本は遅きに失した感が否めませんが、我々地方自治体にかかわる者として、若い者の手本となる言動が求められていると強く思います。

県議会、そして市町村においても、高校生の傍聴が新聞に掲載をされております。本村においても、若い方の傍聴が今後盛んになるかもしれません。そのとき、榛東村の明るい未来と村民の限りない幸せのため、村が一步でも二歩でも前に進む政策的・建設的な熱い議論を交わしていただきたいと切に願う次第であります。

それでは、今定例会につきましては、通告のありました5名の議員による一般質問、村長より送付のあった人事案件、専決処分の承認、補正予算などが提出されております。議員各位におかれましては、円滑に議事が進行し、また、適正・妥当な議決に達せられますよう、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

なお、本日は大勢の傍聴の方がお見えでございます。大変ご苦勞さまでございます。傍聴されます皆様方に申し上げます。傍聴人は傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

す。

なお、スマートフォン、あるいはタブレット、あるいは携帯電話等のＩＣ電子機器につきましては、ぜひスイッチを切って、電源をお切りになって、お願いを申し上げておきます。

ただいまから平成28年第2回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

本日の出席議員は13名であり、地方自治法第113条の定足数の規定に達しておりますので、これより会議を行います。

なお、村長以下、説明のための管理職は全員出席であります。

直ちに、お手元に配付した日程により会議を行います。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

5番山口宗一君、6番小野関武利君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定について

○議長（金井佐則君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第2回定例会の会期については、本日13日から21日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、今定例会の会期は本日13日から21日までの9日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（金井佐則君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

今定例会に提出され受理した議案7件、承認3件、報告2件、同意3件、陳情1件であります。

次に、代表監査委員より現金出納検査に関する報告書が提出されておりますので、その写しを配付してありますので、後ほどご確認していただきたいと思っております。

◇

◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（金井佐則君） ここで、村長より挨拶並びに今定例会における提案理由の説明をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

平成28年第2回の定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

その前に、先ほどはオカリナの演奏、本当に私も聞かせてもらって、この議場の中で雰囲気を和ませてくれるということに感激をしたところでございます。これからも、榛東の中の文化とか、そういうものを継承し、また発展させるためにも、こういう中でやってもらいたいというように考えているところでございます。

また、先ほど議長のほうから話がありました。今、榛東村の中でも田植え等の農作業が活発に行われております。きょうは本当に恵みの雨でございます。しかし、群馬県内、あるいは日本全国でも、雨不足というものが叫ばれております。群馬の中の一つ北にあります大きなダム、矢木沢ダム、今現在14%程度だそうです。本当にこれから、今週あたり、もしかすると取水制限というものが行われるのかなというように感じております。どうかその節も、皆さんのご協力を得て、日本全国で平等に使えるような、そういう社会をお願いしたいというように思っております。

また、議員各位におかれましては、公私ともご多用のところ、ご出席を賜りまして、ここに定例会が開催されることに対して、御礼を申し上げたいというように思います。

また、そのほかについては、金井佐則議長が全国の町村会議長会の副会長にご就任をされました。まことにおめでとうございます。榛東村にとりましても、まことに名誉なことであります。しかし、激務が続くということになるかと思えます。どうか体調に十分注意されまして、活躍をお願いしたいというように思います。

さらに、4月の熊本地震によりましてお亡くなりになった方々のご冥福をお祈り申し上げたい、そして、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げ、被災地の皆様と復興に当たられる皆様のご無事と、一日も早い復興を心より祈念申し上げたいと思います。

また、地元にあります12旅団、これにつきましては、隊員約1,500名が被災地に向かいまして、昼夜を問わず、懸命に救命活動あるいは復旧活動の取り組みに当たったと聞いております。これにつきましても、来月、その中心になった旅団長が中学生の皆さんに講演をして、現場の様子、あるいは現場の人たち、被災された方々がどのように思っているか、あるいは何を本当に必要としているかということ、中学生の皆さんにお話をしてくれるということになっております。これについても、現場の声として我々も聞いて、それをこれからも守っていきたいというように思います。

そういう中において、榛東村においても、被災自治体からの具体的な要請が今来ております。これにつきましても、全国の町村会、あるいは群馬県の町村会を通じまして、職員派遣を行う用意がございます。これについては、誰が行くとか、そういうものについても、今、本人の希望とか、そういうものを取り入れて、その準備をしているところでございます。

これは、東北地震も同じですけれども、1日だけ行ったということじゃなく、これは日にちだけじゃなく、月単位に、あるいは、これから何年という単位が必要になってくるんじゃないかなというように思います。これについても、村のほうとしても被災地に向けて、そういう支援を行っていきたいというように考えております。

また、近年、先ほど議長の話がありました。災害は突発的、また大規模に発生する傾向が、これについても予測が難しいという状況にあります。今までは想定外と、いろいろ言っておりましたけれども、これはもう許されません。職員には日々、危機感を持ちまして、スムーズな対応ができるよう指示をしているところでございます。想定外じゃなく、これについてはもう、ゲリラ豪雨とかそういうものについては、想定範囲内ということが言えるんじゃないかなというように思います。

そして、日本の中で、過日、主要国の首脳会議、いうなれば伊勢志摩サミットの開催がありました。質の高いインフラ投資の推進のための原則、あるいはテロ対策等の問題についての議論がなされました。また、日本の伝統や文化に触れていただきました。

そのほか、アメリカのオバマ大統領が被爆地・広島平和記念公園を訪れてくれました。原爆慰霊碑に献花をし、被災地を含む全ての戦争犠牲者を追悼されました。核兵器を使用した広島市の記憶を風化させてはならないと、これを強調されたところでございます。核保有国は、核兵器なき世界を追求する勇気を持たなければならないと、そのようにオバマ大統領も表明されております。世界中の人々に大きな希望を与えてくれたんじゃないかなというように私は思っております。

そして、来月執行の参議院選挙におきましては、公職選挙法の改正によりまして、初めて選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられました。選挙を執行されますこの中で、選挙の啓発に皆さんのご協力をお願いしたいというように思っております。

そして、これは本当に喜ばしいことだと私も思っておりますけれども、過日、新聞報道がありました。県内市町村別の平均寿命のランキングが発表されました。その中で、群馬県の中で、35市町村中、男性の平均寿命については1位でございました。さらに、女性につきましては3位でした。これは男性は80.何歳、女性は86.何歳ということで発表されておりますけれども、群馬県の中でも本当に、このようなことについて、本当にうれしい限りでございます。

これについては、特に食改推の皆さんとか、村内にあるいろいろな団体の皆さん、こういう人たちが長年にわたって、いろいろな指導をしてくださった結果、そして、これからも長く、町民の皆さんの健康管理とか、そういうものを啓発することは、行政だけじゃなく、行政だけではできません、こういう皆さんのお力、そして住民一人一人の気持ちを高揚させていくということが大事じゃないか、継続していくことが大事じゃないかなというように思います。これについては、さらに平均寿命の、そして、何といても生涯現役である、そういう寿命を我々は延ばしていきたいというように思います。これについても、皆さんのご協力をお願いしたいというように思います。

さて、本題に入りますけれども、今回上程させていただきます主要議案等についてご説明申し上げます。

ます。

まず、人事案件でございます。3件でございます。任期満了に伴います固定資産評価委員及び固定資産評価委員会の委員の選任、教育委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

次に、専決処分といたしまして、地方税法の一部改正に伴いまして、榛東村国民健康保険税の条例の一部を改正する条例、榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、そして、榛東村税条例等の一部を改正する条例についての承認3件でございます。

次に、条例改正といたしまして、榛東村立幼稚園の保育料条例の一部を改正する条例でございます。

次に、補正予算でございますけれども、一般会計補正予算として、平成28年度榛東村一般会計補正予算（第1号）、特別会計補正予算として、平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、それを初めといたしまして5件でございます。これは主に、4月1日の人事異動に伴う人件費の補正が主なものとなっております。予算を当初組むときにおいても、各課に人件費がのっております。その人たちが異動することによって、給料の多寡が出てきております。個人個人が異動することによって、その予算の入れかえをするということでございます。

報告といたしまして、平成27年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書、そして、土地開発公社の経営状況報告についての2件をご提案させていただいております。ご審議をいただきまして、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

そして、おわびでございます。ことし3月2日の第1回定例会での小野閣議員に対する一般質問の中の、区のコミセンに設置した太陽光パネルについてでございます。この答弁の中で誤りがありました。当時の総務課長の答弁の中で、平成27年度は多結晶のパネルを使用したということを答弁いたしましたけれども、単結晶の誤りでございます。訂正をさせていただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、ご決議いただきますようお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願ひします。



◎日程第4 一般質問について

○議長（金井佐則君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届け出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

一般質問に先立ちまして、議員並びに答弁者をお願い申し上げます。質問者は、通告制による50分の制約がございます。つきましては、質問内容を明確にし、質問時間は極力短くお願ひいたします。また、答弁者は、時間内で懇切丁寧な答弁をお願いしておきます。

それでは、質問順位1番高田清一君の質問を許可いたします。

1番高田清一君。

〔1番 高田清一君登壇〕

○1番（高田清一君） 皆さん、おはようございます。1番高田清一でございます。

私も、皆様のご指導、ご支援をいただきながら、1年過ごすことができました。この間、村民の皆様の声、また、切実な問題を議会に届けるということを私のモットーとして、それを意識してやってきました。しかしながら、まだまだ力量不足のため、皆さんの期待には応え切れていないというのが実情、現状かというふうに思っております。今後も村民皆様の代弁者として、皆さんの声を議会、執行に届ける役割を果たすべく、住みよいむらづくりを目指して努力していく所存でございます。

先ほど来、議長並びに村長のほうから、熊本災害のお話もございました。昨年9月の関東・東北豪雨、それから、先ほどお話がありました4月の熊本の震災等々考えますと、このような災害が、榛東は大丈夫だろうとはいうものの、いつ何どき災害が起こるかわからないという状況であるかなというふうに思います。

よって、このような災害、また、このごろ頻繁に起きている交通災害も含めて、事前準備、事前対策の重要さを痛感しているところでございます。みんなで知恵を出し合い、できる限りの事前対策、事前準備をすることにより、1件でも被害を少なくできればというふうに思っております。

また、ますます高齢化が進む中で、高齢者が日々生き生きと過ごせるための思いやりを持った対応も心がけていきたいと、このように考えております。

よって、今回は、自然災害及び交通事故防止並びに高齢者福祉関係を取り上げて質問を行いたいというふうに思っております。以降、自席に戻りまして質問を続けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） まず、自然災害ということで取り上げさせていただきます。

私が今回ポイントとして取り上げさせていただきましたのは、河川の問題でございます。これからの大雨・台風災害を前にして、このような河川の環境整備、点検に関しまして、村としてどのような対策を講じているか、何か施策、方策がございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 対策につきましては、各河川とか、そういうものについても、地元の人たちの話を聞き、そして、特に春等に行われる道路愛護とか、そういうものについても、真摯に各区の状況を聞いて、見させてもらい、そして、その内容によっては、素早く県のほうにお願いするという面と、村の所有のものもございます。こういうものについて、一日も早く、一分でも早くできるような対策をとるように、そして、いろんな面において、業者に頼むだけでなく、我々のほうでできるも

のについてもございます。これについても、資材等を買って、今、手配をし、一日も早くやるような対策を整えているつもりでございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） ちなみに私も、今回初めて知って気がついたんですが、村の中で走っている川がどれだけあるかという、初めて気がつきました。1級河川を含めて、大きい川が約8本あるんですね。この8本を私なりに、河川を上から下まで確認しながら歩いてみました。

事前に執行の方にお渡ししてある写真の一覧をつけてあるんですが、これを見ていただきたいと思います。また、ほかの方には、1枚だけちょっと拡大したものを、ざっとイメージだけつかんでもらいたいんですが、非常に何が言いたいかという、これ、川だか何かもわからないぐらい、ひどい場所もあったよということでございます。

この確認した中で感じたのが、まず写真の1から4番、これは自害沢川なんですが、長岡を走っている川ですけれども、それから、5から7の牛王頭川、これは山子田を走っている川でございます。それから、13から15、これは新井を走っている川なんですが、この川につきましては、非常に倒れた竹が多いということを感じました。この3本の川は非常に竹が多い。

それから、9の蛇ヶ見川、それから12の唐沢川につきましては、これは竹よりも沢が多いため、竹は少ないんですけれども、かなりひどい状態だったというのが、この写真でもおわかりいただけるかなというふうに思います。

それから、10、11の八幡川、16の天神川につきましては、比較的、護岸工事も行き届いているということで、これはかなり整備されているなという印象を受けております。ただ、全体としては、かなりひどい状況があるということがわかりました。

このような状況を踏まえて、村としてどんな認識を持っておられるか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 河川環境整備の、特に美化活動につきましては、毎年、環境美化推進協議会において、クリーン作戦等を実施させていただいております。不法投棄のごみ等の清掃活動の村内のボランティア団体の皆様にはご協力いただき、環境保全に対しまして実施させていただいていることを感謝申し上げます。

自然災害等の懸念される1級河川につきましては、地元の区長さんや住民の方からの要望箇所は、できるだけ早期に県のほうへ依頼して、対応を図ってまいります。今回の要望箇所につきましても、6月頭に渋川土木のほうへ依頼をしているところでございます。また、河川に面する隣接の所有者に対する立竹木等の管理依頼につきましては、今後県と協議をし、伐採、木障切り等の依頼を検討した

いと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） これから冬に備えて、大雪の場合に、この竹が非常にまた崩れる、なおかつ倒れて、ひどい状態になるということもあります。また、大雨のときは、この竹なり樹木が障害となって、土砂災害が起こる可能性もあると。なおかつ、気がつくのは、汚いからというんですかね、ひどいからということの意識なんでしょうか、そういうところには、割と不法投棄も多いんですね。みんな意識しないで、こういうことはいいだろうと捨てるんだと思うんですが、そういう不法投棄などの問題も懸念されるという状況かと思えます。

これらを防止するため、また景観美化の観点からも対策として、先ほど今、建設課長もおっしゃっていただいたんですが、まずは竹を主体とした伐採を計画性を持ってやっていただきたいということと、以降、牛王頭川が特に多いんですけれども、護岸工事。これも村のほうに何年か前に要求を出してあるんですが、護岸工事も計画を持ってやっていただきたいというふうに思うんですが、これに対しては課長どうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 1級河川の危険箇所等及び未整備箇所につきましては、今後、県と建設課で協議し、河川改修等を要望していきたいと考えております。河床等の改良整備につきましては、整備促進を図っていきたいと考えております。

また、4月に、吉岡川なんですけれども、地元の要望もありまして、渋川土木事務所から護岸改修の計画について、村と協議をしたいということで、早期対応の連絡を受けております。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、課長のほうから話がありましたけれども、特に吉岡川については、過日、渋川土木のほうから河川改修を行うと。その内容を私、聞かせてもらったら、ほんの五、六メートルなんです。これはしなくてもいい、全部計画を持ってこいということで、これについては拒否をさせてもらいました。そして、今年度、絶対調査して、全てのをやってくださいと。それが計画性を持ったやり方じゃないのかなということで、5メートルやったって意味がないと私は思っております、高田議員と同じ考えでやっております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 先ほど課長の答弁でありまして、県のほうにもそういう要求を出していくということでございます。また、村長のほうも県のほうとの調整を交渉していただいているということ

で、ぜひともそれは推進していただきたい。

ここで、追い打ちをかけるようで申しわけないんですが、今、村がなかなか、そういう対応、一括した行政としての対応をとっていないがゆえに、区長さんが個別に対応したりしているんですね。区長さんが個別に土木事務所に連絡したり何だりしている場合も各所に見られます。できるものであれば、県に要請するにしても、区長さんの要望も含めて、行政で一括、取りまとめて県に要請するような形をとっていただきたいという話と、村で何か対策を立てる場合に、計画性を持って、いつ何どきどうにするという計画を立てていただければありがたい。

もう一つ、おまけに言わせていただきますと、なかなかこれが、個人が絡む問題があるというのが非常に難しいですね。個人が絡む問題を一概に言った場合に、言った人と言われた人の人間関係も非常に難しいなんていう問題もあろうかなというふうに思いますので、できるものであれば、そういう困っている人の要請を、意見を受けたら、行政の立場で、こういうアドバイスなり意見を言っていたくと、非常に困っている人にとってはありがたいということもあろうかなというふうに思いますので、そこら辺も配慮、考慮していただければというふうに思います。

それから、最後に私なりに、河川の点検についての、いつなんどき、どうするんだよという案を私なりに提案をさせていただきたいと思います。これ、建設課でまめに、年に1回なり2回なり河川を点検するというのも、これも必要であればやっていただきたいし、できるものであればそうしていただきたいんですが、これがなかなか難しいということであれば、クリーン作戦を年に1回やっているわけですが、クリーン作戦の場所をどこをやるかということで、環境美化推進委員会が巡回するときと一緒に、このような場所はないかということ点を点検してもらえれば、これは余り手間をかけないでやれるのかなというふうに思います。

または、これができなければ、クリーン作戦を実施しているときに、クリーン作戦でごみ拾いのほかに、何名かは巡回するというようなメンバーを割り振りしてもよろしいかなというふうな、いろんな案があると思いますので、そこら辺も考慮して対応していただければということで、このような考え、課長、どうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 高田議員おっしゃるとおりでございます。私もクリーン作戦のときに、特に長岡のそういう箇所、重点的に議長等と一緒に見させてもらいました。相当なものがありましたね。これについては、やっぱり計画的に村でできるものと、どうしても県が絡むものもあります。こういう中において、実際目で見て、計画を持ってやっていきたいというふうに考えます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） ありがとうございます。

ぜひ前向きに進めていただければありがたいというふうに思います。

それから、災害に絡めて、一つ要望として出しておきたいと思うんですが、大雪のときに、前回松岡議員のほうからも、歩行者用の道路の雪かきというお話がされたんですが、私からは、管理は社協でやる分でも、村で1台シャベルローラーを購入しておくのも、一つの考え方かというふうに思いますので、要望として出しておきたいと思います。

これは、なぜかといいますと、役場というのは何にしても、災害の対策本部、要は、災害が発災したときの中枢機能というのはここだと思うんですね。災害対策本部を早期に設置し、早期に全体で一つの統制をとるということからすれば、この役場の周辺、公共施設に対する雪かきは非常に不可欠かなというふうに思いますので、これも要望として、シャベルローラー1台購入ということで要望を出しておきたいというふうに思います。

次に移ります。

次に、先ほど申しました交通安全、交通災害防止対策ということで、幾つか取り上げさせていただきます。

まず、ふるさと公園のところにある信号機であります。これも写真をお渡ししてあります。これは、皆さんにはイメージだけ捉えてほしいんですけども、これは非常に、学童がここを通学するときに危ないという状況が起きております。

これは近年、上野幹線1級村道、これなんです、2区と4区の学童が非常にふえております。私が確認しに行ったとき、ちょうど22名、この写真でいう1と2です。22名が2班なり3班で、ここを渡っているんですね。このときに、問題は何かというと、歩行者用の信号がないために、これを学童が渡り切れないうちに赤になってしまうと。1班でも渡り切れない状況が起こる。また、ひどいときは、2班がつながった場合には、なお渡り切れない。懸念されるのは、危ないからということで学童が走ったりすると、余計危ないという問題が発生しています。

特に、この写真でいう3ですが、このフェンスと歩道のところが非常に狭い、なおかつ車通りも非常に多い中で、ここが狭いんですね。ここです。そうしますと、学童がフェンスに沿って、こうに歩くような形になります。

なおかつ、それに輪をかけて、この写真の4と5です。左折車が来ます。そうすると、歩道のところ、こんな狭いところに学童が歩いているところに左折車が来るものですから、より一層危険度が増すという形になっています。

よって、これに対する対策としてですが、ぜひ歩行者専用の信号機にかえられないかというご提案をさせていただきたいんですが、これに対してはいかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 小山美子総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） こちらの件につきまして、歩行者用の信号機については、歩車分離式か

青信号の時間を長くするなど等も含めて、設置を公安委員会に要望したいと考えております。歩行者用の信号機の設置が困難であれば、青信号の時間を長くするなどの措置について、公安委員会に要望したいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） これ、交通災害が起きてからでは非常に遅い、なおかつ、私が見ていてもはらはらするような状態ですので、村のほうから公安委員会のほうにでも早急な要求を出していただいて、対策を立てていただければというふうに思います。

あわせて、もう一つなんですが、上の道路が、私も全部端から、箕郷から吉岡まで、こうに走って確認しましたら、そこの役場上西、役場西の信号というのが、ちょうどここを上って突き当たりの信号ですが、その信号を境にして、広馬場、箕郷までは制限速度が40なんです。それで、その信号から吉岡まで、あの橋のところまでですけども、そこは50になっているんです。

この40の意味は何ぞやということで、私なりに考えますと、ブドウ園があって車の出入りも多いから、40キロに制限したのかなというふうに思えるんですが、もしもそうであれば、逆に言えば、ここから、今はここは車通りが多いということで、直線であるということと、それから役場も含めて、それからアリーナ、グラウンド、それから耳飾り館、それからワイナリーということで、榛東のメーンのもの全て並んでいるようなところが50キロというのは、何か私にすると、若干違和感がある、なおかつ危ないのではないかという気がしています。

よって、40をそのまま耳飾り館まで、または吉岡まで制限速度を40にするのか、逆に言えば、もう一度、耳飾り館以降は50のままでも、役場からそこまでは、耳飾り館までは40に変更するような要請、要求を出していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これにつきましても、難しい話が幾つかあります。特に速度規制とか、そういうものについては、逆に言うと、ここが40キロでここが50キロ、逆の面もありますけれども、何かそれ、意図的にやっているのかなという、私個人も思うところもございます。しかし、これについては、警察とか、公安委員会とか、そういうものと相談しながらやっていきたいというふうに思います。これについてはいい提案で、分かれていますから、逆に危ないんじゃないかなというふうに思います。

それと、先ほどのことに戻って悪いんですけども、歩行者用の信号機、これについても努力はしますけれども、今、もう少し榛東の中で、私は信号機があってもいいというふうに思っております。これについては、過日、たしか山口議員とかそういう人たちと、そのときは高田議員も一緒にいたと思うんですけども、1カ所どうしてもことしじゅうにつけたいと、県のほうともこれは話がつきました。これについては、議員皆さんのお力添えがあったからかなというように私のほうも感謝してお

ります。本当に危ないところがありまして。まず私は、今の基数よりもっと上げる、それで、つくる
ときに、まず最初に歩行者用のものもつくるということが一番いいんじゃないかなということで、警
察と相談します。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 交通安全対策ということで、関連で幾つか、またお話をさせていただきたい
と思います。

まず、県道はともかく、村道に関してなんですけど、村道の交差点といいますか、特に榛東でいま
すと、田んぼとか畑の中の十字路、これが走ってみれば、切りもなくあるという状態なんですけど、そ
うした中で、縦道とか横道の関係、意識あるんでしょうけれども、何か標識をつくるとか、また表示
をするとか、何らかの村としての基準がありましたら、教えていただければと思います。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 信号機とか交通規制標識は、公安委員会が設置するものであるため、必
要に応じ要望を行っていきたいと考えております。ご指摘いただいた箇所は村道ですので、村として、
徐行、交差点ありなどの路面表示、カーブミラーや注意看板の設置等の交通安全対策を検討したいと
考えております。

一貫性を持った安全対策といたしまして、今後も警戒標識として、交差点、道路の屈曲部等の走行
上危険な箇所等を利用者に予告し、注意喚起を促すよう、交通安全対策に努めたいと考えております。
特に規定とかは現在はございません。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） これも、実際に交通事故が起きた場所の写真を撮ってきました。2カ所撮っ
てきたんですが、これは長岡2区の上り口のパーラーの上なんですけど、イメージ的にはこんなですか
ね。これで、何が言いたいかといいますと、東、西、南、北なんですけど、通常こういう白線がありま
すと、私もそうなんですけど、こちらの道路が優先という意識を持ちちゃうんですね。同じくらいの幅
の場合ですよ。こちらが優先だと思って、私も行くと思うんです。

ところが、道路交通法でいいますと、36条ですかね、左方優先という考え方もあるんですね。そう
しますと、ここで実際に起きた事故というのは、こちらから直線で行った車に、こちらから来た車が
衝突したと。こういう場合はどっちが悪いんだろうかということで、渋川警察に私、教えてください
と行ってみました。警察は利口なんですよ、余り明確な回答を出さないんです。どちらも確認義務
がありますから、どちらがいい悪いじゃないんですと。この白線は何ですかと言ったら、この白線は

停止位置であって、一時停止じゃありませんと、こういう考え方ですよ。

事故のよしあしの比率は、この場合ですよ。こっちが6割悪くて、こっちが4割なんです。全くもって逆な、保険会社の判断なり、そういう判断が出ているんです。

何が言いたいか。要は、どっちがいい悪いの問題ではなくして、そういう誤解を招くというか、勘違いするような場所が、村道において、かなりいっぱいありますねということが言いたいわけなんです。そうしますと、そういうものに対して、何らかの対策、手だてを事前に行うことの必要性があるだろうというふうに思います。

これ、なぜ白線があるかといいますと、これ、主従関係というそうなんです、どちらかをメインにするかしないかによって白線を引いてあると。だから、これは停止線ではない。よって、停止しなければならないということでもないよと。ここら辺の解釈は非常に難しいというふうに思います。

それで、なおかつ、道路交通法でいいますと、先ほど言いましたように、36条でいきますと左方優先といいますから、左側通行の場合は左方優先の車が必ず優先されると。そうすると、左の車は必ず、右から来ようが行っちゃう場合があるという解釈と、それから、裁判の判例も幾つか見てみたんですが、そうしますと、裁判の判例でも、これは裁判官によって判例が変わる場合があると。要はどっちが、確実にこっちが悪い、こっちがいいということじゃなくして、そういう判例もあるという情報もありました。

よって、村道における交通事故、交通災害防止対策として、早急に対策を講じていく必要があるだろうというふうに思います。

これは、先ほど総務課長からもお話があったので、これについては、次の私の案だけを提案させていただきますが、明確に停止をする側がわかるような標識なり表示、または、できるものであれば、一時停止を追加できるものはできるだけするという対策を立ててもらいたいというのが一つの考え方です。

それから、十字路の手前には、この先交差点ありだとか、事故多発だとかという標識なり表示をするぐらいは村でもできると思いますので、その対策を立ててほしいと。それから、この先、停止線を両方入れるか、または交差点の真ん中に十字線を入れるか、これも一つの対策の一環かなというふうに思います。

それで、あわせて、もう一つ言わせていただきますと、これは役場の裏なんです。役場の裏のちょうど北です。ここも事故が起きているんです。これは、何で事故が起きるかという、こちら、北側から来た車が、右からの車が見づらい、わかりにくい。一時停止の標識もないんですね。西、東は直線ですから、非常にスピードも出しやすい。よって、ここも明確に、一時停止をするような形での標識なり表示なりを早急にやるべきかなというふうに思っています。

そこについては、課長、私の意見も含め、提案も含めて、ご配慮いただければと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 村道の交差点の安全対策につきましては、その重要性は大変認識しております。交差点の形状による危険箇所の要因としましては、鋭角の交差点や食い違いの交差点、また屈曲部の交差点があることから、交差点の安全確保を図る、安全対策については今後、地元の区長さんや関係機関等の助言を受けながら、総合的に検討したいと考えております。

具体的には、先ほど要望のありました一時停止や徐行等の対策になりますけれども、危険箇所の確認の調査、横断中の歩行者、追突、出会い頭、右左折時の事故の発生しやすい箇所等の調査が必要かと思えます。事故防止対策としましては、交通安全施設、路面表示や道路反射鏡、防護柵等、また交通制御、速度制限、交通規制、一時停止、警戒標識、交差点屈曲部等の危険箇所の予告等を行っていただければと思います。

また、道路の計画や設計につきましては、交差点付近の見通しの確保、右左折交通の分離、村道の場合なかなか難しいんですけれども、歩行者、自転車のたまりの空間確保、これは隅切り部ですけれども、や交差角、交差点の角度のほうの検討をしていただければと思っております。それらを現場状況に合わせまして、総合的に検討していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 交通安全に関して、もう一つご意見を言わせていただきたいと思うんですが、カーブミラーです。

これは区長のほうからも、今年度もいろんな形で、カーブミラーの設置要求というのを出していると思うんですが、一つ例を出させて、カーブミラーで言わせていただきますと、資料5を参照いただきたいと思うんですけれども、これは6区、5区、上が4区で、場所は4区と6区がまざっていて、いろんなところなんですけど、これはカーブミラーがないために、非常に道路に出るときに危ないと。

写真1は、この停止線の位置と、それからカーブミラーを設置してほしいという場所をあらわしているんですが、写真2は、左右の安全を確認するまでに、出た場合の位置をあらわしているんですが、その場合は、ボンネットのある車は、かなり前まで行かないと見えないんですね。なおかつ、写真3が左、写真4が右なんですけど、これは、停止線でとまったときには左右が確認できないと。ここでも非常に危ない事例が発生しています。

これは、苦言を呈させていただきますと、約3代前の6区の区長さんから、行政のほうにはカーブミラー設置の要求が出ているらしいんですが、なかなか、いまだかつてそれが設置されないという状況があります。ぜひとも、もう一度見直していただいて、こういう危ない場所、なおかつ、地元の住民が危ないから早くしてくれというところについては、早急のカーブミラー設置の対応をとっていた

だきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 現場を確認させていただき、要望に応えられるようにしていきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 新総務課長の前向きな答弁で、喜んでいいのかわからないんですけども、期待しています。よろしくお願いします。

次に移らせていただきます。

これは、どうかなと思ったんですが、言おうか言うまいかと思ったんですが、私なりに1回ご提案で、要望なり出しておいてもよろしいかなということで、今回言わせていただきたいと思うんですが、本日、私がこのような質問をする、できれば今回は、A3でこうに写真を拡大してきて、少しでも皆さんにおわかりいただけるようにということで対応させていただきました。

できれば、どこまでやるかの問題、お金の問題等あろうかなというふうに思うんですが、理想とすれば、まず第1段階としては、私が資料を事務局に渡すことによって、事務局がコピーをして、執行の皆さんなりにお渡しいただける、まずそれが第1ステップかなと思うんですけども、第2ステップ、次のステップとしては、ここにあるモニターが1台あるわけですけども、このモニターの下にもう1台モニターを設置していただいて、データを事前に送付しておいて、必要に応じて、このモニターに事務局がパソコンとつなげておいて、ここに表示してもらおうと。そうすると、こういうのが画面に出るわけですから、非常に、ほかの執行、担当じゃない執行の課長さんやほかの議員さん、また傍聴の皆さんにも、内容がわかっていただけるのではないかなというふうに思いますので、これは非常に私も、やるほうも、お答えするほうも多分、今どう伝えていいのかわからない問題もあろうかなと思いますので、これはご検討いただきたいと、モニター設置が一つ。

もう一つは、それがもしもお金の問題等々で無理なのであれば、プロジェクターを設置して、パソコンで投影するというのも一つの考え方であろうかなと思いますので、これも検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 確かに、これは高田議員も承知の上で言っているかと思えますけれども、はっきり言って、相当金銭的にもかかります。先ほど、総務課長のほうからカーブミラーのお話が出ましたけれども、これは本当に長岡だけじゃなく、山子田だけじゃなく、各区でも相当なものがあります。これについても計画的にやっつけていかなきゃならない。

一つだけ、私、PRしたいんですけども、私の家の下の道が相当、年間事故があります。上から来た子供たちが必ず、こがなくても何十キロというスピード出ますから。それでいろいろ工夫させてもらったんですけども、私は隅切りを自分で切りました。それと同時に、下をごつごつにしてみました。そうしたら、それからなくなったんですね。そういうことも含めて、検討していかなきゃならないというように思います。

モニターとかプロジェクターの問題についても、これはプロジェクター、たしか社会福祉協議会等にいろいろありますけれども、これについても、予算との関係、いろいろ考えながらやっていかなきゃならないので、ここで、はい前向きにということには回答できないので、すみません。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 私どももこういうお話をしている、一番弱いのは、お金がないからと言われるのが一番、非常につらいわけなんです、この前、何か物知りという、こんなこと知っていますかというテレビ番組がありまして、ちょうど私も見ておりましたら、ハナタカというやつかな。そうしたら、自治体における交通標識というのは自治体で決めていいという、許されているんだそうです。

これ、例題で出ていたのが、大阪の摂津市ですかね、カーブのところの手前に大きい平仮名で、「あ」と、小さい「っ」があったんですね、「あっ」という。運転手はこの「あっ」と、あれっ、これはやばいかな、危ないのかなということで注意するんだそうです。それは、自治体でその標識を設置しているんだそうです。表示をですね。

という話もあるそうなので、お金がないからというのは重々承知の上なんです、お金がないからということで停滞することなく、知恵を使って、何か今よりもよくなる方法はないのかということをお互いで検討して、対策を立てていく方向に持っていければというふうに思いますので、そこら辺のご理解をいただいた中での前向きな対応をお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。

高齢者福祉について、幾つかやらせていただきます。

いきいきサロンの援助金のお話をさせていただきたいんですが、現在、いきいきサロンの援助金というのが、社協から3,000円、それから村から3,000円という、計6,000円が支給されているということでございます。27年度の実績を調べてみましたら、全部で、村全体で、いきいきサロンの開催が248回、村全体の平均参加人員が22人ということだそうです。この中の——平均ですよ——30人以上参加している区が、1区と7区の2つの区。それから、25人以上、これが4区、6区、10区、16区、5つの区が25人以上参加しているということです。

何が問題かといいますと、参加人員の少ない区と多い区の不平等どうのこうのという声も出ていますが、私の提案は、じゃ少ない区を減らすとか、そういうことではなくして、ご提案を申し上げたいということで聞いていただきたいと思うんですが、年平均24人以下——例えばの話ですよ——

24人以下の参加人員の区につきましては、現状と同じ3,000円、3,000円の6,000円。25人以上29人——例えばの話ですよ——の区につきましては、1回につき、例えば500円を追加すると。そうすると、年間6,000円ですよ。それから、30人以上は1回につき1,000円を加算すると。そうすると、年間1万2,000円のプラスになります。

そうすると、お金がない話で、またお金の話になっちゃうんですが、そのような形で、たとえ500円であろうが1,000円であろうがということで、お年寄りに対する配慮をする施策、方策を講じることによって、お年寄りが張り合いを持てるのであれば、これを例にしても、年間5万4,000円のプラスなんです。私がそんなことを言っちゃ申しわけないんですけども、5万4,000円のプラスで、お年寄りが少し、ふえてよかったねとってくれるお年寄りが多いのであれば、私はそういう対応もする必要があるのではないかというふうに思います。そこについての考え方はどうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） いきいき・ふれあいサロン事業でございますけれども、おおむね60歳以上の方を対象に、村内行政区ごとを拠点として、みんなで楽しく自由に気軽に過ごせる場をつくり、寝たきりや閉じこもり等を予防し、安心して生活してもらおうと、村社会福祉協議会の独自事業として実施している事業でございます。

高田議員のおっしゃるように、平成27年度の実績でございますけれども、21全ての行政区で、おおむね月1回、合計248回が開催されまして、延べ5,462名の皆さんに参加をいただいております。こうした事業に、社会福祉協議会では、事業1回の開催につきまして、村、社会福祉協議会よりそれぞれ3,000円、一律合計6,000円ということで補助金を交付しているところでございます。

行政区ごとの平均参加数につきましても、ばらつきがございます。補助金につきましてでございますけれども、事業実績、また事業内容等を参考にいたしまして、社会福祉協議会とも協議を重ねながら、支援について検討してまいりたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） くれぐれも課長にお願いしておきたいのは、私がこういうご提案を申し上げたことによって、逆に言えば、じゃ、参加人員は正確な数は何人だよとか、名前まで書きなさいよとか、このデータは本当なのかいというような、何せ長寿会なりいきいきサロンの参加者に対して、言い方は悪いですけども、うるさいようなことを言うような方向に行ってほしくない。これは課長には、よくお願いしておきます。

要は、気持ちで、お年寄りに対する配慮を示すことによって、お年寄りがそういう生き生きとした日々を過ごせるという方向に行けばいい話ですから。

ここで、年間、村全体で5万円ぐらいの助成金で、少し、じゃ今度は24人なり、足りないところは、

あと1人、2人ふやせば補助金がふえるんだねと。じゃ、うちのほうももう少しふやそうかという方向に、いいほうにスパイラルアップしてくれればいい話ですので、くれぐれもうるさい方向に行かないようにだけお願いして、この質問を終わりにしたいというふうに思います。

最後に、これ余り、このごろの榛東におけるバスの運行も非常に少なくなって、この問題もいかななものかという気もするんですが、一つは敬老バスカードの件についてでございます。

これは、南議員からも免許の返納のお話もありました。これは、免許の返納に関しましては、各自自治体でかなり、1回だけ、前橋でいいますと、上電のマイレール回数券とか、前橋地区のタクシー利用券とか、ふるさとバス回数券とか、るんるんバス回数券とかというのを、これを免許返納者にはお配りしているということなんですけれども、返納者が1回だけの対策のみならず、だから、榛東においても免許返納者に関しましては、できるだけ早急に配慮ある対応をとっていただきたいということなんです。1回目以降、免許がなくて、バスカードも買いに行けないという人、それから、免許返納者のみならず、高齢者がバスカードを購入するのに、バス会社まで行かなくちゃ買えないという状況があります。

これも、バス会社に確認してみましたら、日本中央バスは、65歳以上が証明できれば、バス内で購入が可能なんだそうです。だから、日本中央バスはいいみたいですが、ただ、渋川に行くのですと、群バスの関係なんです。群バスは、65歳以上がバスの中では買えないんですね。がゆえに、車に乗れない人がバスに乗るしかない、バスに乗るためにバスカードを買いに行くのが、足もないのにバス会社まで買いに行かなくちゃならないという実情かなというふうに思います。

よって、そんなに何百人も何千人もいるわけではありませぬので、私をご提案申し上げたいのは、バスカードの発行代行、これを村で、行政としてカードを発行する、売るという行為が問題であるということであれば、これがだめなのであれば、例えば社会福祉協議会に委託をするとか、または商工会と連携をとって、何かいい策はないかとかという、いろんなことを模索して、ぜひともそういうお年寄りに対する配慮を持った対応をしていただければと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） バスカードの販売についてですが、現在の状況は、議員さんもおっしゃったように、榛東村には路線の乗り入れがある3つのバス事業者が事業を実施しております。そして、平成27年度において購入された方が34名というふうに、請求のほうが来ております。

購入方法は、先ほどおっしゃられましたように、1社については車内で購入できる、残り2社については、やはり記入してもらったりするものがあるので、営業所等でないと購入できないというような、私のほうも調べさせていただきましたところ、そのような回答もいただいております。

販売につきましては、行政の範疇ではないので、庁舎等でバスカードを販売することは難しいと考えております。ただいまの議員のご提案の対応をとるところも、営業所以外の販売についても検討し

てみましたが、現在の段階では難しいと思慮されるところでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） ぜひ、1回だめだったので諦めるということじゃなくて、いろんな策、いろんな方策を考慮して対応していただきたいと思うんですが、一つは、先ほど言いましたように、販売の代行をするというのが一つですよね。もう一つは、逆にバス会社さんから30枚とか50枚を一括で信用取引で預かって、売れた分だけをバス会社に月1回なりで支払うというようなやり方もあろうかなというふうにも思います。このようなことも、いろいろ対策を立てていければというふうに思います。

関連して、非常にバスの乗客も少ないということで、バスの乗客が少ないがゆえに、これをふやさない、運行をますます減らされてしまうのかなという懸念材料があるわけですが、1回できるものであれば、バスに乗車している人の意見を聴取するようなチャンスがあったら、聴取してもらいたいんですね。

バスの運行時間、これは今、お年寄りがバスは、お買い物と通院、これについては、ほとんどバスを頼っている人も、お年寄りもいるわけですから、バスの乗客の運行時間、要はバス時間のアンケートでも、とってもらえるチャンスでもあればとっていただいて、バス会社への申し入れ等々できればというふうに思うんですが、無理でしょうか。どうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 路線バスのダイヤの関係でございますけれども、路線バスはご承知のように、村内だけを運行しているものではございませんで、近隣市町村の住民の方も利用されているというところがまずございます。また、現在のダイヤのままで、もしかしたら満足されているという方もいらっしゃるというようなことがございます。

何より、運行会社による需要の見込みですね。他の路線、それから電車等の乗り継ぎ等を総合的に運行会社のほうで判断し、現在のダイヤが設定されているというところがあるかと思えます。

昨年10月1日に1路線、ダイヤの改正がございまして、これが、朝の通学の時間帯から昼間に変更がなされたということで、通学に利用されている学生さんの減少というようなことも理由になってきております。

議員ご承知のとおり、路線バスにつきましては、本当に負のスパイラルといいましようか、利用者数が減る、ダイヤが減らされる、その負のスパイラルに陥っているわけですが、何とか利用をしていただけるように、いろいろな施策を講じていきたいというふうに考えているところでございますけれども、なかなか実を結ばないといいましようか、そういった部分があることも、議員もよくご承知と思えますけれども、念のため申し添えておきます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） きょうは非常に地道に、泥臭い話を中心にやらせていただきました。泥臭い話とはいうものの、住民にとっては、この泥臭い話が本当に切実な問題だという、私は実感を受けています。住民一人一人が行政、役場へ来て、こうにして、ああにしてほしいということと言えるわけでもありませんし、またそれが、そういう形がとれないのであれば、私どもが代弁者として皆さんにお伝えをして、要請をして、ご意見を申し上げて、よりよい方向に持っていければというふうに思っておりますので。

きょうはそういうことで、自然災害、交通安全、それから高齢者福祉ということで中心に取り上げさせていただきました。執行の方の、村長初め課長の前向きなご意見をいただきましたので、ご期待を申し上げて、私の質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（金井佐則君） 以上で、1番高田清一君の一般質問を終了いたします。

ここで休憩をとります。再開を10時30分より行います。

午前10時9分休憩

午前10時30分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

続いて、質問順位2番 杉井保夫議員の一般質問を許可いたします。

杉井保夫君。

〔3番 杉井保夫君登壇〕

○3番（杉井保夫君） 皆さん、改めまして、こんにちは。自衛隊出身議員の杉井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、熊本地震で49名の方が亡くなられましたけれども、心から哀悼の誠をささげたいと思います。それと、倒壊家屋、それに伴う避難されている方々、この方々に対しても、心からお悔やみを申し上げたいと思っております。

さて、真塩村政については、昨年就任をされまして、約1年たとうとしております。そういう中で、国保税、給食費の減額、子育て支援事業、例えば防犯カメラの設置、見守り隊の実施等、真塩村長、公約に上げました中の一つ一つを着々と実施をされているなど、こういう感じがしております。

そういう中で、ナポレオンは、リーダーというものは人に希望を与えるものだ、こう言われています。まさに榛東村の村民の人たちに夢と希望を与えるリーダーになっていただきたいと、このように思っておりますのでございます。

議会におきましては、金井議長が昨年の11月20日に群馬県町村議会議長会の会長になりました。このたびは、全国の議長会の副会長ということで就任をされました。心からお喜びを申し上げるとともに、今まで以上に忙しくなり、留守になられることが多いと思いますので、議会としましたら、岩田副議長を盛り立てて、一生懸命議会運営、頑張っていきたいと思っています。

個人的には、村民の方々からいろいろご指導、それとご教示をいただいておりますのでございますけれども、私の信念は、議員になったときから一つも変わっておりません。要は村のため、そして村民のため、行政と議会は車の両輪でございますので、いいものについてはどんどんアクセルを踏む、マイナスになるものについてはブレーキを踏む、こういうつもりで今までやってきております。今後も村のため、そして村民のため、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

本日につきましては、防災について、2点目が地方創生について、3点目がふるさと納税について、4点目がストレスチェックについて、5点目が何でも相談室、これについて、席に戻り質問を継続したいと思います。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） それでは、熊本地震の教訓ということで、今から質問させていただきます。

この写真は、まず4月14日午後9時26分に、熊本地方でマグニチュード6.5の地震が起きました。そういう中で、いろいろと被害を受けてきたんですけども、1日ちょっと置いた4月16日の朝方、夜中ですね、1時25分にまた、今度はマグニチュード7.3の地震が、気象庁に言わせると本震と言っていますけれども、初めて聞く言葉でございます。そういう中で、これは熊本及び大分に相当な甚大な被害を与えているものでございます。

そういう中で、あえてどのぐらいの被害を受けたかということと言いますけれども、死者については、皆さんご存じのとおり49名、行方不明者1人。それと、この地震において、エコノミークラス症候群、これ等も含んで、19名の方が亡くなっているんですね。それと、1,717名の方が負傷しています。一番ここで大きいのが損壊家屋です。8万2,888、この家屋が倒壊しています。

それで、この熊本地方の地震が起きたときに、本震が起きて3日たって、約19万の熊本・大分の人たちが避難をしています。今は仮設もどんどんできて、避難者は少なくなっておると思うんですけども、1カ月ぐらいたったときには約1万6,000、このぐらいの人間が避難しておるということです。

私は、震度7、過去、これを調べてみました。平成7年1月に起きた阪神・淡路、これについては特徴があります。火災です。火災で家屋がどんどん燃えた。それに、平成16年の中越地震、新潟ですね。これについては、10月に起きたんですけども、今回と全く同じ状況です。活断層で、基本的には道路、建物がやられている。

皆さんご存じのとおり、平成23年には東日本大震災を迎える。これについては、津波と放射能。そして、今回の熊本地震。この4つに共通することが一つあります。先ほどの村長の話にも出ましたけ

れども、旅団長が、飲み水が非常に最初はない。こういう中で、我が榛東村、防災倉庫の備蓄飲み物、水、これを含めまして、どういう状況にあるか、総務課長。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 水の備蓄についてお答えいたします。

現時点で防災備蓄倉庫には、1万1,040リットルの飲料水を保有しております。成人1人当たり1日に必要とされる水の量は3リットルとされています。他の自治体や関係機関からの支援物資の配布開始までに3日かかることを想定すると、約1,226人分の飲料水が備蓄されている状況でございます。こちらは榛東村人口の約8.4%分となっております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） ということで、榛東村については、飲み水については確保できていると、こういう判断をしますけれども、よろしいですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 飲み水については、完全に確保されているとは言いがたい。人口にして、1日3リットルとしますと、村内の人口からやると、8%程度しかやっておりません。本当にこれが十分とは言えません。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 榛東村には、浄水器等も含めまして、あると思いますので、これ等も活用されて、水の確保については確実にしておいたほうが良いと私は思います。

2点目は、熊本地震で、本来であれば防災対策本部をつくるべきところに、自分たちで被害を負っているところが何カ所もあるんですね。そういう観点から、私は村のほうに何回も言っています。対策本部には、被害状況を確認できる地図やらプロジェクターで状況判断できるもの、こういうものを準備してくださいということを何度も言っていますが、総務課長、どのぐらい進んでいますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 202会議室の防災センターに対策本部を立てる準備がありますが、そちらに地図の設置は考えております。あと、災害状況をプロジェクター等で投影できるよう準備をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 私は、何回も言いますが、雪でも大雨でも地震でも全部同じなんです。被害状況を村長が確認したり、対策本部の人たちが確認しなければ、すぐに打つ手がない。その辺をやはり考えて、被害状況を確実にプロットできる対策本部の準備をしていただきたい、このように思います。

それと、今回、熊本地震で、避難所に行こうと思っても、橋が壊れていて行けなかったという人がいっぱいいるんですね。そういう中で、我が榛東村においては百何十カ所の橋がある。こういう橋の点検については、建設課長、進められていますか。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 村道の橋梁につきましては、現在151橋ございます。現在、社会資本整備総合交付金事業によりまして、毎年30橋ほど点検を実施中でございます。平成27年から始めましたけれども、その中の点検報告では、1橋早期の措置が必要ということで、今年度、橋面防水修繕等を予定しております。今後、点検完了後、補修計画に基づき、修繕工事等を計画する予定でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） やはり課長、要は、今30%ぐらいのやつはどんどん延びていくわけ。その中で悪いのがあつたら、並行的に直していくんですか。耐震化していくんですか。それをちょっとお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 今回の点検では、長寿命化のための点検・診断措置、記録ということで、これは道路法の施行規則が26年に改正になっておりますので、それに基づく点検でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） ということで、震度が7とか8にいかなくても崩れ落ちる橋、耐震化になっていなければ、大体点検すりゃわかるわけなんです。その辺を、避難所に行きたくても行けないなんていうことがないように、確実に点検をして、並行的に直していただきたいと思っておりますけれども、村長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 危険箇所等について、今まではすぐ壊したりなんかしてやることを、今、政府のほうで方針が変わって、今のものをメンテナンスしながら長期使用を図れということで、補助事業もございます。そういう中で、それらを点検して、順番的に、なるだけ早く改修等を行っていかなければならないというように考えています。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） よろしくお願ひいたします。

4点目が、これは県議会の一般質問にも出たことです。要は、避難行動要支援者、内容的にはこういう話です。

避難行動要支援者とは、みずから避難することが困難な方で、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する方々、こういうふうにあるんですね。この人たちの名簿、この提供を、皆さんご存じのとおり、ボランティアが物すごく行きました。このボランティアの方々が、社会福祉協議会を通して求めること、実は要支援者の名簿を提出してくれと。何がしたいかという、この人たちを優先してボランティアの方々は支援したい。この名簿を提出してくれ、これはだめだったんですね。要は、避難行動要支援者の同意を得ていないと、提供することはできないんですね。これが相当、熊本ではボランティアから反感を受けています。

こういう中で、我が榛東村の地域防災計画にはちゃんと載っているんです、実は。こういう話ですね。榛東村においては、避難支援関係者に対して名簿情報を提供すると、こうあるんですね。ただし書きの中に同意が必要とあるんですけれども、まず最初に聞きたいのは、課長、この名簿をつくっていますか、本当にこの村は。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 健康保険課のほうで作成してあるのを確認しております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） そういう中で、この名簿の提供、ボランティアの方は、社会福祉協議会が間違いなく統制を思うんですね。避難関係者等、これには提供することができる。ただ、ボランティアがそこに来たときに、村長、今言ううちの災害計画に基づいて提供しますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これはしなきゃならない、1分1秒を争うことですから、個人情報保護法とかいろいろありますけれども、一番参っているのはそういう人たちです。しかし、そういう法律の中で、我々のほうも、1軒1軒訪ねたときに、これを情報を出しますと、これが普通でしょうというお

願いをして、そのマップには全て、情報を提供してもいいという個人の同意を得てやっているということが現状です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） やっぱりそれ、必要だと思うんですね。一番はやっぱり、同意を求めるというのが一番大事だと思うんですね。

そういう中で、やはり熊本は、今回、南海トラフやら東京直下型地震やら騒がれていましたけれども、熊本なんか一つも騒がれていなかった。だから、今、活断層が東日本大震災をもって、いろいろな動きをするようになってきているんですね。だから、群馬もわからない状況なんです。ですから、やはり準備の段階で、確実に同意を得て、それで名簿を提供できるようなパターンをつくっていただきたい、このように思います。どうですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 松井議員おっしゃるとおりだというように思います。おかげさまで、榛東においては、消防団の団長OBとか、あるいは社会福祉協議会、あるいは各種の団体等が、特に民生委員の方々等が、いろいろ回って活動してくださっております。そういうものを全て、これからも1軒残らず対応できるような対応をし、いざというときにはそれが提供できるように持っていくものが、我々の仕事、使命というように考えています。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） それと、昨年、念願の榛東村地域防災計画ができました。そういう中で、機構改革で、例えば課がなくなってしまったり、いろいろ今、現実的にある中で、やはり逐次、課の中の運用等、いろいろ書いてあるんですから、速やかに修正を重ねていったほうがいいと思いますけれども、総務課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 議員さんのご指摘のとおりだと思います。改正していきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） それでは、2点目の地方創生に入ります。

私がここで聞きたいのは、地方創生の中で、村長が就任されてから、地方創生、特に先行型、これについて、一部を精査されて、そして、人口減少対策、いわゆる子育て支援事業に変更されました。例えば、B型肝炎等の予防接種費用の助成、一般不妊治療・不育治療等の一部助成事業、通学路のパ

トロール、防犯カメラの設置、異世代交流教室、こういうことを変更されてやられました。

実際に国から交付金に来て、この事業は実施をされている。担当課長、これでよろしいですか。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 平成27年度、地方創生交付金を受けまして、議員今お話のございました子育て支援事業といたしまして、事業費総額は1,829万3,000円で実施をいたしました。今、具体的な事業名等についても触れていただきましたけれども、大きく分けて4つの柱で実施をいたしました。

一つは母子健康支援事業、こちらについては、不妊・不育治療、あるいは任意予防接種の助成事業でございます。2点目といたしまして、異世代交流教室推進事業、3つ目が通学路見守り事業、4点目、防犯カメラ設置事業、これらの4つの事業を合わせて、先ほど申し上げましたが、事業費総額1,829万3,000円ということで、4月に国からの精算払いを受けて事業が完了してございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 明確に国から交付金に来て、この事業は確実になされている、これでいいですね。昨年等、いろいろご意見ありましたけれども、国から確実に交付金に来て、この事業は進んでいると。既に終わったものもあるという認識をさせていただきます。

そういう中で、防犯カメラ、これは、南部コミセンはこんなにきれいに映ります。中学校、こちら。こういう中で、うちの防犯カメラについては、スティック1週間分。これ、あえて担当課長に、写真をきょう提出させていただいたんですけども、これ実際、誰が点検をするんですか、総務課長。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 防犯カメラの設置についてでございますが、防犯カメラの設置及び運営に関する規定を昨年9月に整備し、管理責任者や外部提供等について規定しています。職員のデータ視聴につきましては、防犯カメラ記録媒体及び記録データの取り扱い並びに記録データの視聴は、管理責任者または補助者もしくは捜査員が行うこと、ただし、村職員が記録媒体を視聴する場合は、榛東村職員防犯カメラ利用申請兼報告書を村長へ提出することと規定しています。

また、これらは、必要と認める者へ委託することができるという定めもあることから、当該カメラ設置事業者への委託を、ただいまは検討していきたいと思っております。

防犯カメラの設置目的は、村民等のプライバシーを保護しつつ、安全・安心な地域づくりに貢献することであり、適切な管理運営を防犯に努めてまいります。

それで、提供ということなんですが、提供は、何か被害とか、調査依頼が警察署等から申請があった場合には提供したいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 榑井保夫君発言〕

○3番（榑井保夫君） 私、前回確認したときに、警察が5基、榑東村35基、こういう認識でいるんですけども、企画財政課長、これでよろしいですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 3月定例会の一般質問のときに、防犯カメラの設置は、27年度で35基、渋川警察署生活安全課から5基を含めて、40基を予定してありますと答弁しておりますが、5基につきましては、渋川警察署が事件解決のために設置したものでありまして、事件の状況が落ちついたということで、5月の連休後に撤去したと報告を受けております。

したがいまして、現在35基を、榑東村で防犯カメラを設置しているという状況でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 榑井保夫君発言〕

○3番（榑井保夫君） やはり、何かある、その前の予防というのものもあるんですね。私は何度も言っているとおり、榑東村は防犯カメラを設置していますというのを榑東入り口のところに看板で立てる、これがもう予防になるんですね。だから、これも検討してください。

そういう中で、榑東村のスティックを使った防犯カメラ、これは先見の明があったなと、こうに思います。実は6月10日の上毛新聞に、高崎市等でモニターつきで全部設置をしておったんですけども、基本的にはプライバシーの問題で、長期的に、うちでやっているとおり、1週間なら1週間、こういうふうなやり方をしようということが今載っているんですね、高崎市も。だから、榑東村としたら、先見の明があったなと、こういう感じがいたします。

そういう中で、今回は防犯カメラに子育て支援事業でお金がついたんですけども、28年度以降、一般財源から捻出して出す話なんですけれども、私はこの間、邑楽町の5月16日の新聞なんです。邑楽町は、確かに榑東村より人口は少ないです。しかしながら、やっぱりボランティアさん、うちで言う異世代事業、見守り隊も含めて、今シルバーの方が言われているのは、小学生が早過ぎて、見守り隊がついていけないと言っているんですね。等も含めて、やはり将来的には、榑東村もボランティアにお願いするという形になるかと思うんですけども、村長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今現在も、見守り隊等において、ボランティアというより、シルバーのほうにお願いしているのが現状です。私自身は、朝、そして子供たちの下校時、ボランティアとして、特に足の悪い人とか、そういう人たちに、そういう時間になったら街道まで出てください、また、だん

だん元気になったら近所まで歩いてください、あとは地域を歩いてくださいという願いをしております。私は、一番そういうものの見守りが、挨拶等を含めて大事じゃないかなということで、前から考えております。これらについても、さらに進めていきたいというように考えております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） いろいろな方法はあろうかとは思いますが、やはりそう財源ある村でもないで、次にいろいろお金が出る話をしますので、いろいろ考えていただきたいと思っています。

ということで、3点目のふるさと納税、これについて質問します。

総務省の調べによりますと、全国のふるさと納税の総額、平成26年度については400億円、平成27年度については1,250億円、約3倍ふえています。

まず最初に、榛東村の平成27年度のふるさと納税の実績、これについて、課長、お願いします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 平成27年度の実績見込みでは、歳入の一般寄附金が3億3,125万6,000円、件数が3万2,919件でございます。歳出総額は2億2,676万2,000円、主な内訳は、需用費895万5,000円、役務費192万6,000円、委託料2億1,546万6,000円などでございます。歳入から歳出を差し引いた金額は1億449万3,000円で、歳入の31.5%となっております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 3億円以上のふるさと納税があって、通常であれば、村に落ちる金は20%、約6,000万円ぐらいだという算段なんですけれども、今の課長の実績の話を伺うと、1億円以上ある、こういう認識でいいですね。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 職員の人件費は計算に入れておりませんので、それを入れれば1億円前後になるかと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） すばらしい実績だと思います。

そういう中で、27年度、何か問題点はありましたか。

○議長（金井佐則君） 課長。

[産業振興課長 青木 繁君発言]

○産業振興課長（青木 繁君） 返礼品として、米の希望が想定以上に少なく、在庫を抱えたということがございました。また、封書による申し込みは、返礼品に関する関係者との連絡調整が複雑となり、かつ時間を費やすため、トラブルに至るケースが多く認められております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

[3番 松井保夫君発言]

○3番（松井保夫君） そのお米の問題については、28年度に反映されて、米生産農家については基本的には迷惑かけないですね、課長。28年度については。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

[産業振興課長 青木 繁君発言]

○産業振興課長（青木 繁君） 28年度につきましては、米生産者の希望によるサポート登録制度として、在庫を抱えないように改善しております。単価につきましては、ちょっとすみません、今、確認すべき資料がないので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

[3番 松井保夫君発言]

○3番（松井保夫君） ふるさと納税、本日のメインを今からお話をさせていただきます。

要は、新しいふるさと納税が出てきました。今までは、物を納税してくれた人に返していたんですけども、そういうことはやりません。

例を2つ挙げさせていただきます。富山県の氷見市では、ことし3月、中学生全国のハンドボール大会、これの補助金がなくて危ぶまれました。そういう中で、氷見市については、このふるさと納税サイトで、何とか継続をさせてくださいと、これを訴えました。お金として、約700万円、650万円なんですけれども、700万円あれば、何とか全国ハンドボール大会が継続できる。700万円、あっという間に集まったそうです。それでこれ、「ハンドボールの継続」という題名を出してサイトに載せたんですね。それで、全国ハンドボール大会は継続をされている。

2つ目は、広島県の神石高原町、犬の殺処分ゼロの支援、この目的を出したわけですね。そうしたら、お礼品はありませんよと言っているにもかかわらず、1年半で約4億円集めた。何に使ったか。犬たちの施設、獣医さん、犬のトレーナー、そして、新しい欲しい人に皆さんに上げると、こういう形をとっているんですね。

この形は、私は初めて知りました。この間、NHKでやったんです。こう言っていました。いわゆるベンチャー企業が、ネットを通じ、プロジェクトの意義を訴えて、賛同者から資金を集めるクラウドファンディング。これに伴って、クラウドファンディング型ふるさと納税と、こういうふうになら

れるんですね。これを使うと、私はこう思っているんです。例えば、山梨県のルバーブ、高地にあるルバーブを榛名カントリー跡に植えます。そして、榛東のジャムをつくりますとか、あと、ふるさと公園内の企業誘致、これについてもやっぱり、村としても金がかかります。そういうものに充てていくとか、農業活性化のプロジェクト、こういうチームに金を与える。

私は、実はこういう考えを持っている。ふれあい館からふるさと公園までバラのアーケードをつかって、イルミネーションであそこまでくる。これで、村外の人にいっぱい榛東村に来ていただく。その周りに農産物を売る。こういうものを、やっぱりいろいろ考えていきたいなど。

そういう中で、村長、このクラウドファンディング型ふるさと納税、今までの納税もあわせてやりながら、やっていくような考えはございますか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） ふるさと納税の申し込みにつきましては、先ほどの課題でもちょっと説明しましたが、今、封書申し込みは中止しております。インターネット専門になっております。

インターネットは、24時間365日、いつでも申し込みが可能です。また、注目を集めている自治体や、人気が高く、返礼品を紹介しているサイトも数多くあります。注目を浴びたり人気が高くて、それが継続するとは限らず、先行きが著しく不透明です。このため、先を見越して、いろんな計画を立てて、寄附金の使い道に関する計画を立てるのは難しいと考えております。

一方、村のホームページでは、ふるさと納税の使い道として、自然環境の保全に関する事業、村民の健康増進及び福祉の向上に関する事業、産業の振興及び魅力ある観光地づくりに関する事業、文化財や生涯学習、文化振興に関する事業等、紹介されているとおり、それぞれの事業に浄財を充てなくてはならないと認識しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） このクラウドファンディング型ふるさと納税は、基本的には、うちの村とか、吉岡町とか渋川市とか、これには最適なやり方なのかなと、個人的には思っています。

榛東村に来たときに、あそこの6階の建物から、前橋、高崎が夜、きれいに見えたんですね。あれを見たときに、いや、榛東村って夜景がきれいだなと。こういうものとかというのは、やっぱり誰もがそう思うんですね。そういうところに、やはりこのクラウドファンディング型ふるさと納税で、皆さんに目的で訴えるわけですから、色のついた金を榛東村に納めていただく話なんです。要は今後、こういうものを考えていっていただきたい、このように思います。

4点目は、村の職員の方のストレスチェックの義務化なんですけれども、実は私、議員になって8キロ太ったんです。これはストレスなんですね。そういう中で、私がストレスで8キロ太るんですか

ら、いろいろな場面で一生懸命やっている職員の人はストレスたまるんです、これ絶対に。と思います。

という中で、この厚生労働省が出しているストレスチェック制度導入マニュアル、こうあるんですね。これについては、担当課長、職員に義務化するつもりはありますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ストレスチェックについてでございますが、平成28年度において、職員のストレスチェックを実施する予定でございます。内容といたしましては、専門機関からの質問用紙に各職員ごとに調査項目を回答し、専門機関にストレス度をチェックしてもらいます。これにより、どの程度のストレスがあるかを各職員が認識し、対応を検討するものでございます。実施していくことになっております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） 実は、このストレスチェック、いろいろあるんですけども、自衛隊で、私、OBですので、もう二十何年前から、若干中身は違いますよ。要は、村長も言われていますけれども、人的戦闘力というのは、やっぱり一番必要なんです。村だって全く同じだと思います。人なんです。

そういう中で、自衛隊は、例えば部下が10名いるとすれば、10名の指導簿があるんです。10冊ある、部下の10名が。要は、何か波があるみたいだ、きょう聞いてみます、その下にだだっを書いて。こういう指導簿と、1年に1回ストレスチェックをしているんですね。

やはり、課長がいて、その下に課長補佐がいて、何名かいる。この人たちの心情ぐらいは、やはり把握する必要があると思うんですね。このストレスチェック、プラスですね。そんなつもりで、今、指導簿みたいな話をさせていただいたんですけども、人が大事ですので、職員の方がいろいろ何かあったら、基本的には村は回っていきませんので、その辺も含めて、ストレスチェックの義務化については計画どおり進めていただきたいと、このように思います。

最後に、若干気に入らないんですけども、事務局長、今回の通告のところに、何でも相談室の「何でも」が漢字なんです。これ、平仮名でお願いしたいんです、「なんでも相談室」。このなんでも相談室について質問します。

実は福祉関係で、なんでも相談室って榛東村はあるんですね。それについて、担当課長、説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 渋川広域障害福祉なんでも相談室ということで、現在、渋川市、吉岡町、そして榛東村が、NPO法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会に委託しているものでござい

ます。

こちらは、地域の障害を持った方とご家族を対象に、現在は9名の相談員が障害者手帳や障害年金などの制度相談、そして福祉サービスの利用についての相談、日常のこと、家族のこと、仕事のことなどの、いろいろな悩み事の相談を幅広く受けていただいております。事務所のほうは渋川市役所福祉庁舎にございますが、毎週火曜日は、榛東村福祉センターにおいても相談を受けていただいております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 障害福祉なんでも相談室、こういうあれですね。私が言う平仮名、榛東「なんでも相談室」ですね。これについては、実は昔、千葉県のある町でやったことがある。これは、すぐ終わってしまったんです。なぜかという、お金がないんです。進んでいかないんです。

という中で、皆さんにちょっと説明させていただきたいのは、例えば買い物、前回ある区の話をしましたけれども、買い物、こういうのを買ってきてくれ、買ってくるんです。それとか、前橋、高崎に出ました、帰るすべがなくなっちゃった。なんでも相談室に電話すると迎えに来る。

それで、大きく考えると、榛東村に、例えば九州の方が嫁いでこられる。歳をどんどんとって、何回か若いうちは九州へ帰った。ところが、生きていた間に九州、一度行ってきたいよね、でも高齢だから。こうなったときに、なんでも相談室、連れていくんです。その逆もあります。榛東村から北海道、俺の実家は北海道にあるんだけど、もう高齢だから行けないよな、こうなったら、なんでも相談室に相談に来ていただいて、北海道へ連れていくんです。こういうなんでも相談室なんですね。

これをやっぱり、榛東村、結婚も全く同じなんです。社会福祉協議会にお任せするところは大きいんですけれども、そうじゃなくて、榛東村の「なんでも相談室」、これをつくって、要は弱者を救ってやりたい。そういう中で、若者の結婚相談相手はもちろんのことです。それと高齢化、先ほど村長が言いました。男が群馬県1位、女性の方が3位。高齢化が進めば進むほど、このなんでも相談室というのは、私は必要だと思うんですね。村長、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 構想については本当にいいことなんですけれども、本当に今の松井議員がおっしゃるように、例えば北海道、九州の話もございました。これが本当にいいのかどうかということも含めて、検討しなきゃならないというように思います。

私も県にいるときに、24時間体制で何でも相談という、これは管理職が24時間電話に出て、やった経験があります。これについては、5年かそこらでやめてしまったという経緯もございます。これは、なぜやめたかという、相談してくれる人がだんだん減少したのと同時に、同じ人が相談というんで

すかね。そして、特に、これも必要だと思うんですけども、県の立場ですからしやうがないと思うんですけども、村とすれば、また逆に、その辺も必要かなと思っているのが、お年寄りで、ひとり暮らしのお年寄りが毎日毎日、2時間、3時間かけてくるという状況がありました。これについて、逆に村のほうは、小まめにそういうことをやっていかなきゃならないと思うんですけども、県のほうでやめたのは、そういうことでやめてしまったということが現実にございます。

逆に今、それのかわりに、たしか、命をつなぐ何とかというんですかね、そういうものを県のほうでは立ち上げているところでございます。それらを検討しながら、私は逆に、どこかへ行くとかそういうのじゃなくても、そういう弱者、お年寄りのひとり所帯の人が話し相手が欲しいというようなときに、逆に対応できるのかなというようにためにも、これから検討をさせてもらいたいと思います。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 今、九州やら北海道という話は、グローバルに大きな考えの一つであって、やはり村長が言われたような、やっぱり弱者、これがやっぱり一番だと思うんですね。

そういう中で、私は何度も、金銭的な面の話になってくるんですね、最終的には。それで、先ほど申しあげましたクラウドファンディング型ふるさと納税で、なんでも相談室々々という話になると、やっぱり賛同者が相当いるような気がするんですね。

それも含めまして、金銭的なもの、色のついたお金がなんでも相談室に入るという形になれば、やっぱりいろいろまた、榛東村の物の考え方、外から入ってくる人たち、こういうのも変わってくると思うんですね。その辺も踏まえまして、先ほど村長が言っていたように、検討していただきたいと、このように思います。

私の質問は以上で終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で、3番松井議員の一般質問を終了いたします。

続いて、質問順位3番南議員の一般質問を許可いたしますが、12時を若干過ぎるようなこととなりますけれども、続けて質問を行います。

南議員の一般質問を許可します。

8番南千晴さん。

〔8番 南 千晴君登壇〕

○8番（南 千晴君） 皆さん、こんにちは。8番南千晴でございます。

昨年3月、榛東村子ども・子育て支援事業計画が策定されました。これは、2015年から2019年の計画であります。その調査結果を見ますと、本日質問します病児・病後児保育事業についての設問もあり、就学前のお子さんがある場合の方で、昨年1年間、子供が病気やけが等で保育所を利用できなかった際、母親または父親が休んで対応したことがある人のうち、病児・病後児保育をできれば利用したいと思った割合は48%となっております。

また、計画の子ども・子育て支援制度に基づく目標設定にも、園児が急な発熱のときに保護者が迎えに来るまでの間、安心して過ごすための看護体制や静養室等の充実に関しても検討していくとあります。

本日も、子育て支援を初め福祉政策や教育関係の事業など、村としての今後の方向性をお聞かせいただきたく、登壇させていただきました。

以下、自席に戻りまして質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） まず最初に、県立ゆうあいピック記念温泉プールの送迎について質問したいと思えます。

県立ゆうあいピック記念温水プールは、渋川市にあるわけですが、障害のある方、65歳以上の方及び介護が必要な場合、介護者1名分まで無料ということで利用できます。また、医療関係の相談等で利用証を発行された方も無料ということでもあります。そのほかは、大人が1回410円、子供が1回200円で利用できる施設となっております。

村民の方も利用していると聞きますが、現在の利用証の交付状況や利用状況がもしわかりましたら、わかる範囲でお答えください。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 現在の利用状況についてご説明いたします。

先ほど議員がおっしゃられたように、利用証を発行されている方ですけれども、平成9年4月から28年3月末までの利用証発行者数は、全部で延べ8,139人分発行されているということです。そのうち、榛東村の方は654人というふうに伺っております。

実際の利用者についてですが、こちらは、年2回アンケートをとりながら、地域別の利用者数を推計しております。平成27年度の延べ利用者数は、有料の利用者の方も含め、年間で約5万5,000人、そのうち榛東村の方は、延べになりますけれども、約4,000人程度と見込まれます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 課長の説明で利用状況がわかりました。村民の方も多くの方が利用されているという状況がわかると思えます。

そこで、ゆうあいピックのホームページを見ますと、無料送迎バスの案内というページがありまして、そのページを見ますと、渋川市で、こちらにもあるんですけれども、6コース、バスが曜日ごとに運行されているという送迎バスの案内が出てきます。さらに、伊香保のタウンバスが毎日4往復運

行されていると。伊香保町全体を循環して、その後、温水プールで折り返してというような運行をされているということです。

榛東村では現在、このようなバスの運行がされていないわけですが、この無料送迎バスの事業ですが、これは県が行っている事業なのか、それとも渋川市が行っている事業なのか。そのあたりの取り組みについて、まず、どんな内容なのか伺いたと思います。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） ゆうあいピック記念温水プールの送迎の関係でございますけれども、現在、渋川市内において実施されています無料送迎に関しましては、渋川市が当該施設に委託をして実施するものでございます。

こちらの経緯でございますけれども、当該施設を渋川市が積極的に市内に誘致したというような経緯がございまして、市民の利用を促進するために、平成9年のプールの開場に合わせて、初めは大型バスにより、市が直営といたしまして、市で実施をしていたということでございます。平成17年度以降、現在の委託方式に変更となりまして、ゆうあいプール所有のワゴン車1台による送迎が行われているということでございます。

また、伊香保のタウンバスにつきましては、こちらと同じく平成17年度からでございますが、こちらは市が群馬バスに委託して、こちらについては、無料でなくて有料、有償というんでしょうかね、利用者が、無料でなくて有料で、平日5往復されているということでございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 現在は市が委託して行っているということがわかりましたが、タウンバスについては、また業者が別ということですが、利用している村民から、やはり渋川市の取り組みを知って、榛東村でもぜひ同じように無料送迎バスを利用できないかといったお話を伺いました。

現在利用している榛東村の方は、自分で運転をしていくか、または誰かにお願いして連れて行っていただくか、またはタクシーで行くか、そういった以外、方法がないわけですが、先ほども無料で利用できる方を考えますと、なかなか自分で運転していくということは、継続して利用するに当たって、高齢になるにつれて、非常に難しくなっていく部分もあるかと思えます。

そこで、もし榛東村でも渋川市のように無料送迎バスを運行するとしたら、今、渋川市がどのくらいの費用で委託をして、かかっているかというのもわからないんですけども、もし渋川市の費用、また村が委託する同じような形で実施するとしたら、幾らぐらい必要となるのか。もしわかりましたらお答えください。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） まず、渋川市の現在の経費でございますけれども、28年度の予算額でございますが、年間で112万円の経費を見込んでいるということでございます。無料で実施されています送迎につきましては、ワゴン車1台により曜日を決めて、各開場日にそれぞれの地区からの送迎となっております。現在の車両1台のみで、榛東村の無料送迎の実施は困難であるということでございます。

榛東村で無料送迎を実施するとした場合でございますけれども、当然のことながら、車両を村として用意する必要があると。初期費用として車両の購入費、その後、継続的な費用といたしまして、運転手の賃金、燃料代、車両の維持管理費等が発生するということでございまして、渋川市が現在行っている委託の内容といたしましては、運転手の賃金あるいは燃料代ということで、年間112万円ということでございますので、こちらに初期費用として、車両の購入費が必要となるということでございます。

また、民間の事業者に委託をするという方法もございますが、委託経費につきまして、粗い試算でございますけれども、週1回のみの送迎とした場合でも、年間で330万円程度の委託経費が発生するということでございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 課長の説明で、今、渋川市のほうで年間112万円、もし榛東で実施するとしたら、車両1台、まず初期費用でかかって、その後、同じような賃金等がかかるということで、渋川市ほど榛東は広くないという部分と、利用者の人数もありますので、渋川市の6コースほどバスを運行するという必要に関しましては、面積、人口等で割れば、もう少し少ない額で利用できるのかなというように思っております。

村内の無料で施設を利用している方は、やはり健康づくり、体力づくりということで、こちらの施設を利用していると思います。先ほども、榛東はバス等余り、運行を利用される方も少ないということと、路線がそもそも少ないということもありますけれども、交通の弱者のためにも、こういった無料送迎バス、村でも実施していただきたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ゆうあいピック記念の、これは58国体のときの後に、県のほうで剰余額をそのまま、障害者のために使おうということで、温水プールをあそこへつくったところでございます。その後において、利用者とかそういうものについて、大いに啓蒙していこうということで、これについては渋川が中心で、渋川地区をやったという経緯がございます。その後、たしかこれは23年だと思わうんですけども、村のほうにもこういうものについて、渋川市と同じような方向でというようなことが来たように聞いております。

それを榛東村のほうでも、もうそういう時期じゃないというようなことで断ったという経緯が、過日、ゆうあいピックの温泉施設の支配人というんですか、管理者というんですか、これ呼んで話を聞いたところ、こういう文書が出ているんですと言われて、そうですかということで、とりあえずは済んだんですけども、村としてもそういう人たちが、これは健常者だって、プールへ入ったりなんかするのが一番、健康のためにいいと言われてます。また、それを支配人を呼んで、管理者を呼んで、榛東村でこれができるようなことができないかという検討をさせてもらいました。

これについては、やっぱり車がなければだめだというようなことで、私のほうも今、県の社会福祉協議会、これのほうに、どうしても1台寄附願いたいということでお願いをしております。県の社会福祉協議会が、これについては前向きに検討しますということをおっしゃったので、これは9月かそこらには、私はその結果が出てくるものとして考えております。そうすると、渋川と同じぐらいの金額等で運営ができるのかなというように考えておりますので、これについては、今後ますます前向きに検討していかなくちゃならない事項だと考えています。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 村長の答弁の中で、初期費用となる車両に関して、県の社会福祉協議会にお願いしてくださっているということで、そういったことがかなうよう、今後とも引き続き働きかけをしていただきたいと思いますし、また、利用している方たちの声等を聞く場面等ありましたら、そういった皆さんにもいろんな話を聞きながら、ぜひ無料送迎バスの実施をしていただきたいと思います。

続きまして、保育園と幼稚園の看護師等の配置と病児・病後児保育について伺います。

まず、幼稚園について伺いますが、以前より幼稚園で看護師等の職員を募集しているというふうなお話を聞いております。なかなか待遇面、またいろいろなことも含めて、採用と申しますか、来てくださる方を見つけるのは難しいというようなことをお聞きしましたが、現状はどのような状況になっているのか、まずお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 青木教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 現在、村内幼稚園に看護師等の配置はございません。今申されたとおり、現在、気管カニューレを装着している子供が入園を希望しております。医療的なケアが必要なため、看護師等の募集を行っているところなんですが、見つかっていません。

このお子さんについては、保護者との連絡をとりながら、体調次第では気管カニューレがとれる可能性もあるというふうなお話も聞いています。しかしながら、この子の対応につきましては、今後も保護者と連絡を密にとりながら対応していきたいと、そんなふうを考えています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 1名のお子さんが入園するに当たって必要だということで、募集していただいているのですが、現在、そういった採用は、なかなか難しい状況だということがわかりました。特に待遇面で難しいのではないかなと思ひまして、やはり看護師等の採用条件等もしっかりと考えていく必要があるかと思ひます。

現状は、その子供、入園に際しての配置ということでの採用であります。看護師等の配置に関しましては、子供たち全員に対して、やはり関係してくると思ひます。例えば発熱などの体調不良になった場合、けがやその他の緊急時だけでなく、特に幼稚園に関しましては、食物アレルギーの園児等も受け入れ、入園されておひまして、それらの対応を考えても、非常に重要ではないかと思ひておひます。

現在、園長を初め、丁寧に対応していただいておりますが、園児によってアレルギー食品の品種、種類や数も違っており、また、注意すべきことも違ってきていると思ひます。アナフィラキシー症状に対するエピペンの使用や対応も考えられると思ひます。その都度、補助員という形で、村単で補助の保育士というか、幼稚園の職員を雇ってくださっている状況はあるんですけども、なかなか看護師等に関しては、いまだ採用されたことはないということで、私も認識しております。

村としても、やはり看護師等の配置をすることは、保護者にとっての子育て支援だけではなくて、何よりも子供たちにとっての安心や安全につながるものだと考えます。村として配置していく必要性を教育委員会はどのように考えているのか、お答えください。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 看護師の配置については、これは大変必要なことと、先ほど局長のほうからありましたけれども、非常に条件面で断られてしまったという状況で、現在は群馬県の看護協会という、前橋市にございますけれども、そこに、何とか看護師さん、こういう希望の、いらっしやいますかどうかということで、現在依頼中にございます。

確かに南議員がおっしゃるように、看護師の配置ということで、そのお子さんはもちろんのこと、保護者の方、それから園のお子さんたちにとっても、非常に安心で安全ということで、配置を考えたいと、そのように考えています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 教育長より、配置を考えたいということで答弁をいただきました。先ほども同じような、給与や待遇面、条件という部分で、非常に探すことが難しい条件になっているというこ

とであります。

採用の、まず中身も検討する必要もあるとは思いますが、例えば幼稚園、教育委員会ということですので、学校には保健室の先生がどの学校にもいまして、養護教諭というんでしょうか、そういった方もいらっしゃる中で、そういった方の配置というものは、もし看護師等が難しければ、そういう養護教諭の配置ということで対応できたりしないのか。南北それぞれに配置というのは、非常に難しいとは思いますが、1名でも配置して、両方の園を見ていただくような形で、そういった方向も考えられるのか、教育長、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 先ほど議員がおっしゃいましたように、幼稚園のほうも、アレルギーであったりとか、それから日常的なけが、病気等々、いろいろ課題があるわけでございます。やはり子供たちの安全・安心を確保するために、小・中学校には養護教諭ということで配置されていますけれども、幼稚園にもそれを配置できることは非常に理想的なことであると。

養護教諭につきましては、毎年採用が少ないですね、10名、十数名ぐらいということで。応募者が非常に多いと。4倍ぐらいの比率になると思うんですが、そうしますと、4月の段階で人材は十分いらっしゃる。ただし1年限りの契約になると思いますけれども、毎年そういう形ではいけないだろうと、そういうふうに考えています。

幼稚園の看護師であるとか、先ほど来、それから養護教諭については、関係部局とよく相談しながら、前向きに検討したいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） ぜひ採用していただくように、配置していただくように、よろしくお願いたします。

続きまして、保育園について伺います。

昨年、文教厚生常任委員会でも、熱海の保育園へ研修に行ってきました。1人の看護師が配置されており、通常は一番小さいクラスを保育士の人数としてカウントされて、一緒に見ているんですが、何かあった際には、ほかのクラスであろうが、園全体の園児を看護するスペースで、保護者が迎えに来るまで安全に見てくださっているということでありました。委員会としても、今調査しているところではありますが、今年度の入園式で、榛東村で北部の保育園に看護師の方がいるということを知りまして、子供にとっても保護者にとっても、非常に安心につながるなと感じました。

そこで、保育園の看護師等の配置の状況について、まず、榛東村の現状をお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） 看護師の保育園の配置状況でございます。

村内3保育園の看護師等の有資格者でございますけれども、榛東村北部保育園に准看護師の資格者が1名勤務しております。当職員につきましては、准看護師についても保育士としてみなすことができるという、一部改正された省令というものにより採用された者ということに聞いております。

また、その資格や勤務経験から、感染症のリスクが大きな低年齢児を担当していると聞いております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 北部保育園は准看護師が配置されているということで、それも保育士として、きちんと人数に含まれるというようなお話であります。

保育園に関しては、いろいろ国の補助金といいますか、交付金ということで運営されているわけがありますけれども、そういった中で、体調不良児対応型ということで、保育中の体調不良児を保護者が迎えに来るまで一時的に預かるという事業があるんですけども、この辺、保育園にて体調不良児対応型を実施する場合は、国の基準とか要件がどのようになっているのか。北部保育園に関して、准看護師を配置するに当たって、人件費等で多少その分が上乗せされるような状況になっているのか、説明ください。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） 病児保育事業でございますけれども、子ども・子育て支援交付金事業の対象事業ということでございます。この事業につきましては、主に病院等で実施される病児対応型、また病後児対応型、それから訪問型、保育所等で実施される体調不良児対応型の4タイプということで分類されてございます。

児童が保育中の緊急的な対応を図るような事業でございますけれども、こちらが体調不良児対応型の交付金の事業でございます。基準額につきましては、1カ所当たり年額431万円ということでございます。補助の割合につきましては、国・県・村それぞれが3分の1と、基準額をオーバーする場合は園が負担というようなことでございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 国の基準に沿った場合、今課長に説明していただいたような交付金がある。3分の1ずつの国・県・自治体の負担ということであります。

国の基準に合わせる事ができれば、多少このような形で、交付金ということで、村も補助がいただけるようではありますが、しかし、なかなかまた、施設に関しての条件が整わない場合は、きっとこ

の分は来ないのかなと思っているんですけども、やはり、できれば国の基準に沿って補助もいただければ、それが一番いいのかもしれないんですけども、たとえそういった条件が整わなくても、やはり看護師等の配置を保育園等で実施していただきたいと思っているんですけども。

特に乳幼児に関しまして、子供たちは自分の症状を伝えることもできない状況の中で、誰がその判断をしてくださるのかという中で、非常に難しいことがあるのかと思います。その点も含めまして、村として実施していく考えがないのか、村長にお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 南議員がおっしゃるとおりだというように認識しております。そして、これについては、教育長のほうから話がありましたけれども、いろいろなアタックをしているけれども、実際人がいないというような状況があります。これについては、人件費の問題とか、そういうものがネックになっているということが一番だというように聞いております。

過日、先週ですね、私も前に北部保育園を見させてもらったときに、先生が、あの人が看護師なんだよ、いざ何かというときには手助けしてくれるとか、いろいろな手配してくれるということを聞いたり見たりして、これはいいことだな、榛東にこういうことができないかなということを思っておりました。

これは、教育委員会と住民生活課のほうと健康保険課のほうで、先週プロジェクトをつくって、村で金を出してもいいでしょうと。みんなが安心して、保護者の方々も安心してできるような状況にできるのなら、私はいいんじゃないかなということで、プロジェクトをつくってくださいと。この議会を終えたらすぐ、つくってくれるはずなんですけれども、これをいろいろ聞いたり見たりして、私は実行すべきだというように考えております。

そして、何といても、子供たちにはもちろん、保護者もみんな安心してできるような方向で進んでいく。そして、1園に1人いなくてもいいとすれば、私は、かけ持ちみたいなことでもやれば、発足していけばいいんじゃないかなということで、先週指示しましたので、よろしくお願いします。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 村長のほうでプロジェクトチームをつくって、今指示していただいたということで、ぜひ看護師等の配置を実施していただきたいと思いますけれども、プロジェクトチームのほう、来年度の実施に向けて検討して下さるということでよろしいですね。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほどから申し上げておりますけれども、採用試験とか、そういうものがあるいろいろございます。これについても、今月いっぱい村のほうとして、そういうことを含めて、何人

ぐらいの採用ということを報告しなければなりません。それまでに、できればプロジェクトで、私のほうへ答申をしてくださるというように思っております。

いずれにしても、私は、それが来なくても、とりあえず若干名ということで募集を出そうというように考えております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 保育園と幼稚園への看護師等の配置は、これは新たな村の子育て支援、子供支援になると思っておりますので、期待しております。

続きまして、図書館と中央コミュニティセンターの整備について伺います。

以前より、第5次総合計画に盛り込まれていた図書館を含めた複合施設の整備、今年度から第6次計画にも、図書館と中央コミュニティセンターの整備ということで、そのあたり、ずっと質問させていただいているんですけども、建設委員会も設置され、答申が出されたというところまでは、私は認識しているんですけども、現状の進捗の状況がどのようになっているのか、説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 平成26年7月に教育委員、各社会教育団体代表者、利用団体代表者等で構成する社会教育施設建設委員会を設置し、委員会及び小委員会を開催しまして、また、県内の幾つかの類似施設の視察も行い、委員からのさまざまなご意見を賜りました。

平成26年12月に基本設計業務に着手をしまして、本年3月に基本設計が完了したところでございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 本年3月に基本設計が終了したところということで説明いただきました。

中央コミュニティセンターの建てかえに関しましては、現施設を利用している村民はもちろんですが、多くの村民が期待しているところであります。特に南部コミュニティセンターとのすみ分け、また図書館、さらに、たしか検討委員会等では、児童館や児童スペースも含めて検討していただいたというようなことでありますが、基本計画の中にこのあたりが盛り込んであるのか、もし話せる範囲がありましたら、お答えください。

○議長（金井佐則君） 事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 建設委員会における議論を踏まえまして、南部コミュニティセンターでは、ステージを使用する芸能発表など大きなイベントを行うことを基本として考え、また、学習講座などもできるようにというふうなことを考えております。

また、基本設計段階では、中央コミュニティセンターの特色としまして、子供からお年寄りまでが活用できて、異世代交流の場となるようなことを考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 子供からお年寄りまで利用できる施設にということで考えてくださっているんですけども、これから実施設計等に入っていくのではないかと思います。今後の計画の進め方、何年後にという具体的な年数もしわかれば、そのあたりを説明してください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 基本設計等ができ上がったところでございます。これについても、今後、今の形状についての、はっきり言うと、今のところでは、所有者が3名いるのと同じです。それらをどうしたらいいのか。あるいは、おとしあたりですか、北小の北だの南だのという話も出ました。これについても、現場を見させてもらったりなんかして、例えば南だとすると、これについて、途中で私自身が見ると、道路が走っていると。この利便性というのがどうかな、安全性というのを考えたりした場合にはどうかなということも考えまして、これらも含めて、なるだけ早くこれについて、そのところが、図書館の問題とか、あるいは子供からお年寄りまで集えるような、あるいは学習ができるような、そういう要望等がございます。それらも含めて、委員会のほうとさらに詰めて、なるだけ早くやりたいと思っております。

基金については、これらを含めて大分、私はいいい方向に進んでいるのかなというように考えています。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 実施設計等、今後していただく中で、確かに予算の部分、非常に重要なことと思っておりますし、まず土地を、どこに建てるのかという部分も、委員会のほうの答申もありまして、そちらのほうでも、例えば用地買収に入るとなるとまた大変でしょうし、それを借りる方向で行くのか、村のほうでも、いろいろと細かい部分まで検討していかなければならないと思います。

もう一つ、村長も先ほど、今3人の所有者がいるという話だったんですけども、維持管理についても、やはり建てる前にしっかりと考えていっていただきたいことだと思います。建物を建てるときに、かなりの何億円、また十何億円ということにかかるわけですが、その後も維持管理、人件費という形でかかってくるものがあります。榛東村も、将来の人口推計では今より減っていくという中で、税金等も減っていくことが考えられていて、やはりその中で、維持管理費も、将来榛東村がきちんと継続していく中で、余り負担が残らないような形で維持管理ができるような施設にしていっていただ

きたいと思います。

今のような運営をするのか、委託をするのか、また、店舗等を貸し出せるようなスペースをあえてつくって、賃貸料というか、そこを貸すということで、年間の賃料をもらうような形にするのか。いろんな施設が県内、県外にもあると思いますので、維持管理について、ぜひ、まずは予算の確保と、将来の負担になるべくならないような方向で、そこも検討していただきたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これについては、建設基金とかそういうもの、資金については、幾らあるからこれを使っちゃえと、そういうものじゃなく、逆に、南議員がおっしゃるとおり、ランニングコストも考えていかなければ。ここで豪華なものをつくって、これがどうしても必要だというときに、その後の子供たちとか、そういう人たちに、これを負担を余りにもかけるということは、これは問題があるのかなというように思います。

はっきり言うと、中央コミセンですから、あるいは南部コミセン、どこでもそうですけれども、完全に村からのランニングコストが出ないということは、これは無理じゃないかなと。しかし、そのランニングコストでも、そういうものになるだけ少なく済むように、後世の人たちにその負担が、しわ寄せが行かないような方向をいろいろ考えながら、決定していきたいというように思っています。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 建設委員会等で今後検討していく中で、そういった部分もぜひ考えていっていただきたいと思います。

続きまして、合計特殊出生率1.8の目標に向けた取り組みについて伺います。

厚労省がことしも発表しました合計特殊出生率、全国平均は1.46ということで、2年ぶりに上昇ということになりました。出生数も100万5,656人で、5年ぶりの増加となりましたが、対象となる15歳から49歳の女性の人口は減っており、今後も減っていくというような推計になっています。

榛東村の人口ビジョンによりますと、平成47年までに合計特殊出生率1.8というのが目標ということとであります。現在の村の状況がどうなっているのか、まずお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 人口ビジョンにおきまして、目標人口、目標合計特殊出生率ということで、今議員ご発言ございましたとおり、平成47年までに1.8まで回復するという将来人口の目標推計を行ってございます。こちらにつきましては、合計特殊出生率の向上、それから若年男女、15歳から39歳でございますけれども、こちらの純移動率が2.5%増加するということが加味いたしました

上での将来人口の目標推計ということになってございます。

こちらの1.8という数字でございますけれども、平成22年度に国が実施いたしました調査に基づく当時の希望出生率でございます。希望出生率とは、結婚して子供を産みたいという人の希望がかなえられた場合の出生率でありまして、その希望をかなえるということ、希望を現実のものとするための施策を講じることとしたところでございます。

現在の状況はというお尋ねでございますが、全国、それから都道府県別の人口動態統計の概数が、ことしの5月23日に発表されているんですけれども、市町村ごとの数字につきましては、例年秋ごろ公表されるということで、現在、最新の数字が平成26年度のものでございます。26年度につきましては、単年度で見ますと1.14という、大変低い合計特殊出生率でございます。

こちらにつきましては、本村のように人口の少ない自治体においては、母数が小さいため、偶然変動の影響を受けやすいということから、現実的な数字にはならないということがございまして、このような場合、ベイズ推定と呼ばれる手法がございまして、小地域に特有なデータの不安定性を緩和して、安定的な推定を行うということでございます。

こちらにつきましては、国立社会保障・人口問題研究所が、2010年から2040年までの5年ごとの人口推計を発表しておりまして、こちらの直近、最新のものが、平成20年から24年の5年間の推定値でございますが、こちらが1.37ということになってございます。

人口ビジョン策定に当たりまして、単年度ですと変動が非常に大きいということから、こちらの5年間のデータによる合計特殊出生率により展望したものでございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 課長のほうから説明いただいたんですけれども、榛東村の過去の合計特殊出生率を見ても、その年によって、やはり数字がかなり変動している状況が見られました。しかし、全国平均、また隣の吉岡町と比較すると、非常に村は低い数値であるなということを私も認識しております。

村として、やはりこの1.8という目標に向けて、これから取り組む必要があると思っっているんですけれども、議員になってから、私も少子化政策問題に関しては、一貫してずっと提言、また質問をさせていただいております。ただ、これだけ行えば必ず結果が出るというものではなくて、結婚・出産・子育て、若い世代の希望をかなえるためには、いろいろな観点から、また、いろいろな状況から考えていかなければならないものだと思っております。

現在、地方創生事業を初め、多くの自治体で人口減少に関して、さまざまな施策が行われております。いろんな自治体の施策をホームページ等で見ますと、出産祝い金、またはバースデーボックスとして、赤ちゃんの出産時に便利グッズをプレゼントしたり、おむつを初め子育て用品の購入助成事業などを行っているところもあります。また、移住に関する補助もありまして、隣の吉岡町では、移

住に関しては行っていないんですけれども、敬老の日の受賞といたしますか、賞を渡すときに、一緒にエンゼル表彰という形で、3人目のお子さんを産んだご家庭を表彰しているというような取り組みもお聞きしました。

村でも、やはり敬老祝い金だけではなくて、出産祝い金等、そういったものがあってもよいのではないかなと思っております。

ことしから5カ年、群馬県の町村会より毎年約2,000万円ですか、交付金が来るということで、交付金の名目は子育て支援関係なんですけれども、どの事業にも使えるというようなお金になっているようであります。今の現状を考えましても、村も群馬県内では、かなり子育て支援等、そういった事業、充実してきているとは思いますが、さらなる目標に向けて、新規事業を考えていただきたいと思いますが、村長、どのように考えているでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 子育て支援とか、そういう出生率の1.8まで目標にしております。これは、先ほど清村課長のほうから、1.8というものはこういうことですよという説明がなされました。今現在、全国においても少子化については、これは経済とか、そういうものにみんなリンクしております。こと榛東においても、これは実際起きております。

しかし、私自身は、出生率を上げるというのか、とめる策として一番のあれは、やっぱり結婚とかそういうものを含めて、榛東では子育てしやすい、そういう環境をつくる必要があると。そして、その環境というものは、先ほど南議員がおっしゃったとおり、何かの補助とか、そういうものもちろん必要です。

さらに、私自身も、去年選挙を戦わせてもらったときに、子育ての問題について、いろいろ公約をさせてもらいました。給食費の引き下げとか国保の引き下げとか、いろいろなものについて、これはやらせてもらいました。これは全体的に、最終的には子育てとか、そういうことの中のほかに、子供を産みやすい、そういう育てやすい環境をつくるために、私は公約をしたところでございます。その公約は、ほとんど私は、率についてはどうか、みんなが完全に納得したということじゃないかもしれませんが、今これからも、いろいろな面で勉強していきたい、やれるものを一生懸命やりたいというように考えています。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 子育て支援、人口減少対策となりますと、一つの課の所管じゃなくて、いろいろな課が関係してきていて、いろんな行政の手続だったり、保育園だったり幼稚園だったり学校だったり、いろいろな部分も関係してきていると思いますので、先ほど保育士の配置について、プロジェクトチームを立ち上げたということですが、この点に関しても、全庁といたしますか、横の課

の連携を含めて、プロジェクトチームじゃないですけども、そのような検討委員会なり立ち上げて、村として取り組んでいていただきたいと思います。

最後に、しんとうちゃんの活用について伺います。

ことしより、村のマスコットキャラクターの「しんとうちゃん」が誕生しました。着ぐるみもできて、大変かわいらしく、子供たちにも愛されるキャラクターだと思っております。多くの場面で今後、村のPR活動等で活躍いただきたいと思うんですけども、県内でも、ぐんまちゃんが一番有名で、ぐんまちゃんに関しては、いろいろな着ぐるみに関したり、キャラクターの使用に関して申請ができたり、それで許可がおりると利用ができたりして、商品にも使ったりすることができます。

村のほうでも、課長のほうに確認しましたところ、そういった規定をきちんとつくってありますというふうなお話でありました。

しかし、つくってあるよというだけで、いまだホームページ上でも、しんとうちゃんに決定しましたよ以外、情報が載っていないんですね。そのような、こういった利用が村民でもできますよ、このような場面で、例えばしんとうちゃんがイベントに出席しますよとか、そういった情報が全くないので、そのあたりも含めて、きちんとホームページ上に、しんとうちゃんのページじゃないですけども、そういった情報を載せていくべきではないかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） マスコットキャラクターしんとうちゃん、着ぐるみやマスコットキャラクターの使用について、ホームページのほうに掲載させていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） ホームページのほうに利用の、そういった使用の方法だけでなく、しんとうちゃんがこれからはPR、村としてしていくのであれば、観光情報だったり、村のイベント情報も、SNSを使ってぜひ発信していただきたいと思うんですけども、ことしのゆるキャラグランプリの出場締め切りが来月の7月15日になっているんですけども、やはりしんとうちゃんを広めるためにも、ぜひゆるキャラグランプリに出場していただいて、PRをしていただきたいと思っているんですけども、そのあたり、村として実施していただけるのか、1点お聞きします。

もう1点が、グッズ等、村で予算があったんですけども、これらの取り扱いについて、どこでもらえるのか、それとも販売していくのか。そのあたりも気になる場所ですので、そのあたりもぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） まず、ゆるキャラグランプリの申し込みについてということなんですが、

榛東村のさまざまな魅力や特性を村の内外に効果的に発信するため、ゆるキャラグランプリをはじめ、幅広い分野での活用を図っていきたくと考えております。

それからあと、グッズ等なんですけど、ただいまのところ、販売とか使用をどのようにしようとか、ちょっと検討されてごさいませんので、今後明確にしていきたいと思ひます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 今後検討していただけるということですが、やはりかわいくて、欲しいなという村民の方も多くいらっしゃると思ひますので、村民の方が買えるような、そういった形で、買えるなり配布していただくなりという形で考えていただければと思ひます。

最後にですが、自治体で今、婚姻届とか出生届を出すと、記念撮影ができるコーナーを庁舎の一角とかに設けて、そこで撮影ができるような、思い出の写真ということで、日にち入りの写真が撮れるような自治体がありまして、例えばしんとうちゃんを含めて、そういったコーナーをつくったら、非常に村民の方、ただ届け出を出すだけではなくて、そういった思い出の写真が撮れる部分を庁舎等にもつくったらどうかと思ひていまして、そのあたりもぜひ検討していただければと思ひますけれども、最後になりますが、総務課長、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 役場庁舎などにしんとうちゃんの写真を掲示するなどして、来庁時に記念撮影ができるスペースの設置などについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） いいですか。

以上で、8番南千晴議員の一般質問を終了いたしました。

ここで昼食休憩といたします。午後は1時30分より再開いたします。

午後0時8分休憩

午後1時30分再開

○議長（金井佐則君） 午後の会議を再開いたします。

午前に引き続きまして、一般質問を行います。

続いて、質問順位4番清水健一君の一般質問を許可いたします。

2番清水健一君。

〔2番 清水健一君登壇〕

○2番（清水健一君） 皆様、こんにちは。2番清水健一でございます。

健康で長生きしたい、これは誰もが願うことです。健康は全ての人にとって、幸せの根本と言えま

す。進む高齢化の中で、単に長生きするという寿命の長さではなく、健康で生き生き暮らせる期間である健康寿命を延ばしていくことが大切だという視点から、昨今、健康寿命が注目されています。

厚生労働省によりますと、日本の健康寿命は、2013年で男性が71.19歳、女性は74.21歳です。同じ年の平均寿命に対して、男性は約9年、女性は約12年の開きがあります。

一方、介護が必要になった原因を見ると、関節疾患や骨折、転倒などの運動器障害が要支援者の37.7%、要介護者の19.9%を占めます。適度の運動を促すことは、ふえ続ける医療・介護費を抑える上でも重要となります。

以下、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 村として、健康寿命延伸に対する考え、取り組みの方法についての現状をお聞きします。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） ただいまの清水議員の質問に対してお答えいたします。

榛東村では、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す村として、健康づくり計画に基づき、疾病の早期発見、早期治療にとどまることなく、日常生活をより健康的に改善するために健康づくり事業を実施しているところでございます。

過日、上毛新聞に掲載されましたように、榛東村の平均寿命は男性が80.3歳、高崎市と同率で県内1位、女性が86.6歳で県内3位という長寿の村となっております。この長寿の方々が元気でいられるための事業として、榛東村では介護予防教室、また、生活習慣病の予防と健康の保持増進のための事業としてエアロビクス教室、歩け歩け大会などの運動教室や、医師や歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる講演会や予防教室、料理講習会などを行っております。また、これらの教室では、村長のご挨拶にもありましたが、食生活改善推進委員に料理講習会や試食づくりなどに協力をしていただいております。

これらの予防教室等の参加人数ですが、過去5年間のデータを比較しますと、平成22年度延べ1,931人から平成27年度延べ2,680人と、参加していただいている方も増加傾向にあります。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 健康寿命延伸の取り組み、そういったことにしっかり村は取り組んでいるなということがわかりました。また、参加する人数もふえてきたということで、非常に素晴らしいことだと思います。

村としては、この参加者をもっとふやすというか、そういう取り組みとして、何か行っておりますか。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 現在行っている取り組みといたしましては、各教室の周知や、それから、健診等の受診率を上げるために個別通知を差し上げたり、それから、回覧や広報等で皆さんに周知をしているところでございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 一つ提案なんですけれども、健康づくりへの取り組みに得点を与えるヘルスケアポイント、これは、楽しみながら病気やけがの予防にもつながるとして、全国的に注目されています。このヘルスケアポイント制度は、国が取り組んでいるプロジェクトの一環で、例えば福島県伊達市、栃木県大田原市、岡山市など全国6市が連携し、国の補助を得て実施している健康ポイントプロジェクトです。

内容としましては、健康プロジェクトは、歩いた歩数や運動教室への参加、健診データの改善に応じてポイントを付与、1ポイント1円で電子マネーや地域で使える商品券などと交換しています。健康に関心が低かった人が多数参加するようになったそうであります。

誰もが気軽に参加できる健康づくり事業に関して、本村においても健康寿命延伸に効果が期待されるヘルスケアポイント制度を導入してはいかがかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 健康づくりの取り組みを実践・継続していくために、本年5月18日に、先ほどのお話がありましたヘルスケアポイント制度についても含めたガイドラインが厚生労働省から示されたところではありますので、まずは先進地の様子を伺ったり、情報収集に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 本当に医療・介護費を抑えるためにも、健康寿命延伸の取り組みをしっかりと村としてもやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2番目の質問なんですけれども、家庭での省エネ推進と村内の産業振興についてお伺いいたします。現在、世界各国で局地的な大雨や干ばつなどの異常気象が相次いでいます。日本においても各地で、

これまで経験したことのないような記録的な豪雨による甚大な被害が相次いでいます。こうした異常気象も、地球温暖化が大いに関連があると言われており、今のままでは、今世紀中には気温が4℃前後も上昇することが危惧されています。温室効果ガスの二酸化炭素を削減し、地球温暖化を防止することは、最優先すべき課題と言っても過言ではありません。

そこでお聞きします。本村として、環境を守る取り組みとして、どのようなことを現在行っていますか。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） 本村の省エネ関連事業でございます。

現在、本村では、省エネ関連事業といたしまして、太陽光発電システム設置整備事業として、太陽光発電装置に対しての補助を行っております。これは、装置の設置者に対しまして補助金を交付することにより、環境への負担の少ない社会の構築及び地球温暖化防止に寄与することを目的とするものでございます。

当事業の実績を申し上げますと、平成27年度は40件の申請実績がありました。自然エネルギーを活用する施策及び節電対策として、一定の効果を得ているものと考えております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） こういった地球温暖化防止の取り組みとして、LED照明を使用していくということも大事なことだと考えられます。防犯灯を棟東もLEDに切りかえるということで、そこら辺、LED、あと公共施設のLED化というのをちょっと説明していただけますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 防犯灯のLED化の状況と今後の計画についてお答えさせていただきます。

平成24年度から新設した防犯灯については、全てLEDの防犯灯を設置してきております。こちらは105基となっております。28年度は、新たに50基の設置を予定しております。

なお、村内に設置されている防犯灯のうち、約1,300基が蛍光灯の防犯灯であるため、本年度は、一般社団法人低炭素社会創出促進協会の補助金を活用して、LED化に向けた調査を実施し、29年度にLEDの防犯灯に切りかえていく予定でございます。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 村営施設での状況のお尋ねでございます。

現在、村営施設でLED照明器具が設置されておりますのは、南小学校の体育館、それから北小学

校体育館の一部、これはトイレでございます。それから榛東中学校の校舎の一部、それと、昨年度大規模改修工事が完了いたしました南部コミュニティセンターでございます。

また、各区のコミュニティセンターにつきましては、平成23年度以降に改修を行いました5カ所、8区、13区、16区、17区、6区の5つの区のコミュニティセンターで、LEDの照明器具を設置してございます。

また、本年度につきましては、小学校校舎のLED化の工事を行うための予算が計上されてございます。

次年度以降につきましては、北小学校の体育館、あるいは南小学校の校舎、榛東中学校の体育館等、教育施設を中心に、順次LED化を進めていく予定としてございます。教育施設以外の施設でございますけれども、こちらは庁舎も含めまして、南部コミュニティセンターや各区のコミュニティセンターのように大規模改修を行う際に、LED化についての検討を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 公共施設等に関しては、お金もかかることですので、計画的に進めていただきたいと思います。

また、一般家庭で簡単に取り組める省エネ対策としまして、これもLED照明は有効的であると考えます。法人省エネルギーセンターの情報では、家庭で消費する電力のうち、エアコンの占める割合が25.2%、冷蔵庫が16.1%、照明に係る消費電力の割合は16.1%となっています。

政府は、家庭などで使用される照明機器に関し、省エネ性能にすぐれた機器への切りかえを進めるため、消費電力の多い白熱電球の製造販売の自粛を関係業界に要請し、業界もそれに応じています。環境を守る取り組みとして、節電効果が実感できるLED家庭用照明の購入助成制度を実施すれば、LEDが普及すると思うのですが、この助成制度についてはいかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） LEDの照明設備への補助の状況と補助についてということでございますけれども、初めに県内の市町村でございますけれども、前橋市と桐生市がLED照明機器を含めた省エネ設備の設置に対しまして、補助金を交付しているということでございます。前橋市では、太陽光熱利用温水器とLED照明機器の複合整備、桐生市では太陽光発電装置とLED照明機器の複合整備を行った家庭を対象に補助を行っているということでございます。

LEDの電球につきましては、大変高価ではございますけれども、寿命が長く、電球の交換など手間がかからないということで、消費電力が少ないため電気代が安く済むことなどのメリットがございます。

これは、あるメーカーの試算でございますけれども、1年間の電気代の対比で、白熱電球が約2,500円、対しまして、LED電球の電気代は約550円と、約2,000円ほどが節約されるということになります。また、寿命面から見てみますと、白熱灯の寿命は1,000時間から2,000時間、それから、電球型蛍光灯の寿命が1万3,000時間ほど、LED電球の寿命は4万時間と、LED電球の寿命が大変長く、電球交換の手間がかからないということになります。

したがって、この費用対効果を村民の皆様にご理解をいただければ、自発的にLED導入は十分に進むものと考えております。

今後につきましても、新たな省エネ設備について調査研究を行い、新たな事業等の必要性についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 課長から説明がありましたけれども、電気代も安くて電球も長もちするという事なんですけれども、省エネ支援として、村でも村内経済の活性化という二重の効果を目指した取り組みとして、補助制度は、村内商店などでLEDを購入した村内在住者に対し助成する、また、LED工事施工には村内業者に受注し、村内の産業振興を図っては、こういった考えもできるのではないか。こういった考えに対してはどうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） 現在、産業振興の面ということで、太陽光の発電システム設置の補助事業ということで、整備事業ということで、村内業者さんの施工の場合、補助金額が20万円、うち振興券が4万円ということです。それから、村外の業者8万円ということで、村内事業者が施工した場合は高く設定しておりまして、村内業者の振興を図っているというところでございます。

先ほども申しましたように、LEDの補助の関係でございますけれども、繰り返しになりますけれども、新たな省エネ設備について、また調査研究ということを行いまして、事業の必要性ということで、今後十分検討してまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 続きまして、3番目の質問に移らせていただきます。

市民後見人についてお尋ねします。

現在、我が国では、少子高齢化の進展により、65歳以上の高齢者人口がおよそ3,200万人となり、総人口に占める割合は約25%にまで高まっています。今後、人口の減少と高齢化がさらに進むことにより、2060年には人口が約3割減少して、およそ8,700万人になり、高齢化率は40%にまで高まると

見られています。この高齢化の進展に伴って、認知症高齢者が大幅に増加しており、近年重大な問題となってきています。

そんな中、特に注目されているのが成年後見制度の活用であります。判断能力が不十分な人にかわって、家庭裁判所により選任された後見人が、本人の財産管理や身上監護などを行うことを通じて、その生活等を支援する制度であります。認知症高齢者等の大幅な増加に伴い、成年後見人の需要は近年ますます高まってきています。その需要の増加に対応するため、今後は親族や専門職だけでなく、一般の市民も後見人として積極的に活用していく必要があると言われてしています。

そこで、他の市町村の市民後見人の取り組みは現在どうなっているか、お聞かせください。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） ただいまの質問にお答えいたします。

県内の市民後見人制度の取り組み状況についてですが、高崎市、館林市、玉村町の3市町が養成を実施し、現在47名の方が市民後見人として登録されています。成年後見人としては、現在まで8件受任しているということでございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 一般の市民の人があえて他人の後見活動を行う、こういった理由は、親族後見人が家族愛、専門職後見人が職業倫理とするならば、市民後見人は地域的共助の精神と言うことができますと思います。

市民後見とは、地域における、一般の市民同士が困ったときはお互い助け合いの精神に基づき、地域の認知症高齢者等の社会的弱者を支援する活動とすることができます。これは、地域の住民が、自分が健康なうちは自分ができる範囲で、地域で困っている人を助ける活動を実践することであり、そのような実践を通じて、地域の誰もが、自分が困った状況になったときには、地域の誰かがきっと助けてくれることを期待できるような社会をつくり上げていくことを意味していると思います。

市民後見人は、認知症、知的障害、精神障害など、判断に不安のある人が、住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることを支援する制度であります。この制度を村としても、玉村町、そういったところと同様に、積極的に推進すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 榛東村においては、まだこの市民後見人制度の推進に関して、具体的な取り組みの計画はございませんが、先ほどご質問にもありましたように、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、ご本人の後見人となる親族が見当たらないケースも今後増加することは考えられます。また、市民後見人は、その責務の重さから、市民後見人となった方には大きな負担

がかかることも懸念されるところです。

まずは先進地の取り組み状況や、国からの情報収集をしながら研究していくとともに、住民に後見人制度について、まず理解していただくための取り組みを実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 先日ある方から相談を受けまして、自分の母の兄弟が認知症になって、何とかしなきゃいけない。ところが、家族、親族ではなかなか後見人ができない、どうしたらいいでしょうか、こういった相談を受けました。先ほど課長も言われましたけれども、今後このような話はふえるかと思われまます。

高齢者世帯、ひとり暮らしの人は、判断能力が減退しているがゆえに財産管理等が困難で、通常の生活を維持することが難しく、悪徳商法等の被害に遭うことも多いと考えられます。判断能力が十分でないゆえに、みずから行政等に助けを求めることもできず、福祉の目からもこぼれ落ち、ひとりで放置されている例も少なくないと思われまます。

そこで、一般市民を後見人として積極的に活用していくことが、先ほども申しましたけれども、必要だと思います。そこで、村として、市民後見人養成講座など開催してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） こちらの市民後見人制度の養成の内容としましては、50時間の座学の勉強と、実務体験というか、養成講座、時間的にも必要になるようできて、また講師の方も、玉村町のほうはモデル事業として養成をされたということで、東京大学の講師の方が出向いてくださったりとかということで実施ができたようでございます。館林市のほうは、今現在の講習会は東京のほうで実施されているということですので、そちらの講座に行くための受講料の助成ということでの取り組みだというふうに伺っているところで、養成と一言で申し上げましても、やり方もさまざまなようですので、榛東村に合ったやり方がどういったものかということところが、まずはそこら辺も研究しながら、どういうやり方が合っているのかということも考えながらやっていきたいと考えます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 本当にすぐできることじゃないので、徐々に研究をして進めていっていただきたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で、2番清水健一議員の一般質問が終了いたしました。

続いて、質問順位5番小野関武利議員の一般質問を許可いたします。

6番小野関武利君。

〔6番 小野関武利君登壇〕

○6番（小野関武利君） 皆さん、こんにちは。6番小野関であります。

本日の一般質問であります。区のコミセンに設置した太陽光発電のパネルについてであります。26年度と27年度にまたがって設置されたわけですが、年度によってメーカーが異なると聞いております。発電量については、載せた屋根の方向とか、周囲に樹木があるなどによって、その差は生ずるものと理解しておりますが、メーカーによる差があるとすれば、公平性の観点から問題になるというふうに思っております。

また、ことし3月の議会で、時の総務課長が答弁しておりますが、真意が伝わっていない部分があり、議会だよりの原稿を作成した本人のものに文言が追加され、大いに迷惑しているところであります。自分が原稿を出した部分であります。そんな大いに迷惑しているということにおいて、改めて説明を求めたいというふうに思っております。

結果的に、全ての区に発電効率のよい単結晶のパネルを載せたということのようではありますが、3月の議会前に全ての工事は完了していたはずですから、時の総務課長の答弁がなぜ事実と異なった発言をしたのかについて、お聞きしたいというふうに思います。

以下、自席に戻って質問いたします。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 先ほど申し上げましたように、区のコミセンに設置した太陽光パネルの状況をお伺いしたいわけですが、区別のパネルの枚数に差があるのかどうかということと、発電能力、これはもう設置した段階で、1枚幾らということの部分で、能力については把握していると思うので、区別の発電能力についてお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） それでは、区別のパネル枚数と発電能力についてお答えさせていただきます。

平成26年度施工分は、8区、10区、14区、15区、16区、17区、18区、19区がモジュール8枚を設置し、モジュール245ワット8枚で1.96キロワットでございます。9区、12区がモジュール12枚を設置し、モジュール245ワット12枚で2.94キロワットでございます。

平成27年度施工分は、1区、2区、3区、5区、6区、7区、13区、21区がモジュール9枚を設置し、モジュール220ワット9枚で1.98キロワットで、4区、20区がモジュール14枚を設置し、モジュ

ール220ワット14枚で3.08キロワットでございます。

計画した発電量は、平成25年度の各コミセンの電気使用量に基づき算出しており、各区によってさまざまとなっております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 今、区別の部分をお聞きしたんですけれども、1.96から3.08と。この差については、今までの使用量の部分から、こういう差をつけたということのようではありますが、ほとんどが、使用量というのかな、日中発電するわけですから、これは売電になる価格、ほとんど売るものだというふうに理解しているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。使用している状況はごくわずかで、ほとんどが電力会社に売っている状況ですよ。その辺の状況をちょっと聞かせてください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 各区の今までの実績、これは各区の状況に応じて、大きさ、モジュールの枚数とか、そういうものを決めさせてもらったところなんですけれども、実際は小野関議員がおっしゃったとおり、一旦東電のほうへ売電をして、それをまた自分たちで使うものについて、また支払いをするということが現実でございます。

しかし、何が何でも全部同じようなところ、同じようなこと、場所とかそういうもので違いますので、その区の状況に応じて、それを設置したというところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 区によってさまざま、まちまちということなので、比較できる月の発電量について、言ってみれば、載せた全ての枚数で比較しては、ちょっとわからなくなるので、4月、5月あたりは比較できると思うので、1枚当たりの発電量による差があったかどうか、お伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 区別の比較できる月の発電量についてということでございますので、28年4月分での1枚当たりで換算した発電量について報告させていただきます。

こちらは設置場所、方角、天候等、さまざまな要因が全て相違するため、一概に比較することはできませんが、4月分の太陽光パネル1枚当たりに換算した発電量ということで報告させていただきます。なお、単位はキロワット・アワーです。

平成28年4月の1区の発電量は27で、単位は省略させていただきます。2区の発電量は26、3区の発電量は31、4区の発電量は30、5区の発電量は23、6区の発電量は23、7区の発電量は27、8区の発電量は24、9区の発電量は28、10区の発電量は27、12区の発電量は24、14区の発電量は29、15区の発電量は30、16区の発電量は24、17区の発電量は18、18区の発電量は27、19区の発電量は29、20区の発電量は27、21区の発電量は29でございました。

平成26年度に施工したものについては、1枚当たり最高発電量は、15区の30キロワット・アワーでした。平成27年度に施工したものについては、1枚当たり最高発電量は、3区の31キロワット・アワーでした。また、平成26年度施工分は、平均発電量25.9キロワット・アワー、平成27年度施工分は、平均発電量27.1キロワット・アワーでした。

なお、13区につきましては、平成18年に区で太陽光発電パネルを設置しており、今回はこれに増設という形なので、今回のパネルのみの発電量は計測不可能でしたので、比較数値からは除いてあります。

繰り返しになりますが、設置場所、方角、天候等、さまざまな要因が全て相違するため、一概に発電効率を比較することはできません。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） ちょっと聞き漏らしちゃったので、26年度はメーカー名はシャープで、27年については長州のパネルというふうに向っているんですけども、それに間違いはないですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） お答えします。

平成26年度施工分はシャープ株式会社で、平成27年度分は長州産業株式会社で、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 先ほど、4月の発電量についてお伺いしたところ、26年度の平均が4月分で1枚当たり25.9、27年度設置の部分については27.1と、平均のところの話であります。自分も、屋根の方向とか周囲の樹木の状況とかによって差があることは承知しておりますので、言ってみれば、27年に設置したほうが発電能力が高いというふうには、若干ではありますけれども、そんなふうな数字をお伺いしたところであります。

売電については、20年の継続というふうに向っておりますが、経年劣化と申しますか、劣化する状

況についてお伺いいたしますけれども、20年たつての、どんな、劣化の状況を把握していれば教えていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 経年劣化についてお答えさせていただきます。

経年劣化は、第三者機関で比較したものはございません。メーカーの発表によれば、パネルの経年劣化につきましては、メーカーごとの差異はなく、単結晶、10年後、92.4から93.7%、20年後、85.3から87.8%となっております。出力保証につきましても同様に、10年後のシャープ製、長州産業製ともに、公称最大出力の81%、25年後のシャープ製、長州産業製ともに、公称最大出力の72%となっております。

また、経年劣化率につきましても、シャープ製、長州産業製のパネルの種類が同じであるため、5年間の劣化率3.2%から3.9%となっております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 経年劣化については、メーカーの発表のものということでお伺いいたしましたけれども、シャープにしる長州にしる、ほとんど差はないということの理解でよろしいですか。わかりました。

あと、メンテナンスの契約をしているとは思うんですけれども、契約内容というか、どんな部分のメンテを契約しているか、お伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） メンテナンス契約についてお答えさせていただきます。

太陽光発電システムは屋外に設置されるものであり、また、直接目視点検も可能で、日常的な点検業務を委託する必要性が低いと考えられるため、メンテナンス契約は締結しておりません。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 場所的に屋根の上ということもあって、一般家庭もそのような状況かなというふうには理解しているんですけれども、メンテナンス契約は結んでいないということの話であります。

それで、次に、東電との売電契約の部分でちょっとお伺いいたします。

前回の3月の議会のところで、村長は、27年度に誰がとるのかわからないのに27年度分までもらっ

ていることを含め、内容を精査しますと答えております。そのことで、自分は東電の部分、両年度にわたっての工事であり、一括でよいと思いますがということで私は発言しております。そこで、精査した結果がどうであったかをお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 精査した結果についてでございます。

26年度に事業を、区でいうと8区にわたって、26年度事業を行ったところですが、27年度が、そのほかの11区等を除いてやっている——13区もですか——ところですが……すみません、26年度、27年度とも、各区をやりますと、10区ずつをやりました。そして、これは、入札の公平性とか透明性とか、あるいは補助事業の内容について、これを精査させていただきました。

26年度事業において、27年度事業を、あたかも同じようにするような許認可を得ること自体が間違っているということでございます。それで、新しい27年度の入札によって受けたところが、それを工事を実施したと。その工事を実施するに当たり、東電のほうに行ったところ、この内容については、前の人が許認可を受けていると、だからだめですという回答を得て、それを取り消しをしたり、いろいろなことをさせてもらって、やっと27年度の事業が完了したということでございます。

27年度事業は、27年度に受諾した施工業者がとるのは、これは当たり前ですが、27年度分まで違うことを、26年度中に許認可をとるということは間違いでございます。これは財務規則も、あるいは公平性からも、私のほうでは、これは違っているということで、私自身は結論をつけさせてもらいました。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 自分もまだよく理解していない部分があるんですけども、売電契約というのは、設置する者と——言ってみれば村ですよ——村と、実際に売る相手、東電、村と東電が売電契約を結ぶことであって、設置業者が売電契約を結ぶという部分、個人的にはちょっと理解に苦しむんですけども、先ほど村長がお話した部分について、ちょっと理解できないなと思うので、売電契約は村と東電との間ですよ。確認の意味で。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 売電価格とかそういうものについては、経産省のほうへ届け出て、つなぎをするのは東電と契約を結ぶというところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 言ってみれば、村と東電が契約を結ぶという話ですから、施工業者が誰で

あれ、一括契約でよかったんじゃないのかなというふうに思うんですけども、やはりそれは、年度が違うとだめなんですか。年度が違うというのか、業者も違ったというふうに理解していますので、設置業者が違うからということと、先ほど村長は、26年度に結んだ契約を破棄する手間まで生じたと言っていますよね。手間というか、26年度に結んだ部分を破棄して、新たに売電契約を結んだというふうに話ししているんですけども、その辺がちょっと、何だか納得いかないの、もう一度説明をお願いできればと思うんですけども。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） それはちょっと誤解でございます。

26年度にやった施工業者が、26年度分をA業者がやるということで届け出をして、認可を受ければいいことで、27年度分までそのA社が、あたかも自分がまたするかのごとく申請をして、やってしまったと、これは間違いでございますということを言っているところです。それを2年分、3年分とって、それをできる事業じゃございませんので、各年度ごとにこれをやるべきであって、財務規則上もこれは間違いでございます。

それだから、取り消したというより、A社が26年度やって、27年度はB社が入札でとったわけですから、その人が申請に行ったところ、許認可を受けたA社がなければだめですと、B社として出すのではだめですということで、取り下げせざるを得なかったというところでございます。それが、26年度でも同じことでやればいいんですけども、できませんでした。取り消しをせざるを得ないということをお願いしたところです。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 26年度、27年度、施工業者が異なっているというところは理解しておりますので、その部分で、どうも話を村長はされるんですけども、結果的に、東電への売電単価なんですけれども、26年度は幾らで、27年度は幾らであったか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） この件については、私のほうからほとんど答えさせてもらいますけれども、26年度の売電、1キロワット当たり37円です。27年度にやるのは33円です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 37円と33円ということで、単価の開きがあるわけでありましてけれども、東電との売電契約、これは年度が違うからだめなんだよという話で、蒸し返してもしょうがないので、1年差があることによって4円の差がついちゃったということのようであります。

ここ、同じことを繰り返してもしょうがないので、次に進みますけれども、村長、けさの挨拶の中で、時の総務課長の説明が誤っていたということでありましたが、経過、対応について、もう少しわかりやすい説明が欲しいなということで質問をいたします。

自分が、時の総務課長の答弁、回答が違っていたということを知ったのは、4月22日発行の議会だよりに、自分の書いた文言、議会だよりに自分が書いた部分に、自分は書いていない文言を追加されたということで、そのことで、工事発注の仕様書について情報開示請求を求めて、5月11日に仕様書らしき書面で、27年度についても単結晶であるということは確認がとれたところであります。

これまでの間、執行側からは、3月議会の一般質問で、時の総務課長の間違っただけの回答とか、言葉足らずであったとかの説明は全くなかったわけでありまして。言ってみれば、一般質問をした当事者、自分に、何らかの間違いがあったということに気づいた時点で、自分に説明があってもよかったんじゃないかなというふうに思っているところでありまして。

そこで、村長にお伺いするんですけれども、間違っただけの回答を知ったのはいつの時点で、その対応を職員に指示したかどうか、お伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これ、指示したのかどうかというのは、私、はっきり言うと、多結晶というのと単結晶というものの、純粋なものをはっきりとわからなかったということは、本当に失礼だというように思いますけれども、3月2日の、前総務課長とはいえ、これがそのような回答をしたということについて、そのときも私自身、本当に失礼ながら、わかっておりませんでした。その後、小野関議員からというんですか、議会だより等を見させてもらって、これを見させてもらったときには、違うこともそうですけれども、この数字とか、そういうものが間違っているかどうか、確認しなさいということやらせてもらっています。

今回のことについても、調べさせたら、多結晶じゃなく単結晶であったと。それがもし、そのまま間違っただけで、村民にそれが出たときに、逆に我々が、その時点でわかったものを、間違っただけのものをそのまま出していいのかどうかということも考えさせてもらい、議会のほうと広報のほうと、それについては相談したということもちょっと聞いております。間違っただけのものを、間違っただけでも平気で出しちゃえということで、住民に紛らわせるようなことは、私はできないということで、あれはやったものと承知しております。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） また後で質問いたしますけれども、議会だよりに文言を追加することに関してなんですけれども、執行側の担当者との協議があったことは確認しているところでありまして。議会だよりを作成する段階の話です。ですから、その時点で、こういう文言を追加させてくれということ

ろを、議会だよりを発行する前に、私のほうに説明があつてしかるべきだというふうに思っているところであります。何も広報のほうからも、執行側からも、そのところについては何の話もなかったというところで、自分は大いに迷惑をしているところであります。

ですから、言ってみれば、あの文言がつけ加わったことによって、自分の意図して原稿を書いた部分と真逆な話になってしまったというふうに思っております。まして、議会だよりは全家庭に配布されるものであります。議会だよりの原稿を作成した自分に対して、村民から、わけのわからない記載内容だというふうに指摘されているところであります。

どうあれ、議会だよりを編集しているのは議会の広報でありますけれども、先ほど言ったように、村の担当者もかかわっているということでありまして、村長の部下に対する指導を適切に、そこはお願いしたいなというふうに思っておりますし、村民に対して何らかの誤解を解く手だてを講じていただけるかどうか、村長にお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは、きょうの朝の私の挨拶の中でも、これに対しては、前総務課長とはいえ、これについては訂正をさせていただきます。また、陳謝をさせてもらったところでございますけれども、さらにちょっと、逆にこれは、お伺いすることじゃないかもしれませんが、小野関議員が意図しているのと違うということですが、私とすると、先ほど申し上げたとおり、住民の皆さんに間違っただけのものをそのまま出すのいいのかわかるか。その意図というのは、私はよくわかりませんが、正しいものをやっぱり直してもらって、それまでのいきさつというのは、本当にすみませんけれども、わかりませんでした。しかし、間違っただけのものを住民に出すこと自体は、私は間違っている。それがわかったときにおいて訂正をさせてもらうのが、やっぱり正しいんじゃないかなと、私はそう思っております。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 議事録にないことを議会答弁したように装ったということになるわけでありまして、それはあつてはならないことというふうに思っております。議会での答弁というのは議事録に残っておりますし、その訂正については、村長、朝の挨拶の中で、訂正をしていただいたということでもありますから、議場の中での訂正ということで、そこは理解いたしますけれども、再度前の話に戻って申しわけないんですけども、3月議会の前に工事は全て終わっていたわけですよね。27年度の事業についてもですね。

時の総務課長は、なぜ安い多結晶で27年度はやったという、その辺の真相と伺いますか、なぜああいう答弁をしたのか、もしわかれば、お伺いしたいなと思います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私も、これが間違っただということを前総務課長から後で聞いておりますけれども、どうしてそういうことが、意図的にやったのなら、逆に今、小野閣議員がおっしゃるとおり、真逆のことを言ったということの、その真逆についても、ちょっとよくわからないんですけども、当時の総務課長に話を聞いて、どういうことだったのか、そのときの心境を聞いて、委員会なりに報告をさせていただきます。今のところ、私はその点については、ちょっと聞いておりませんので、すみませんが、よろしくお願いします。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野閣武利君発言〕

○6番（小野閣武利君） 自分の言った言葉で、真逆などという部分については、多結晶は安いパネルです。発電効率も悪いですという理解で私はいたわけでありまして、その部分が、いや、多結晶じゃなくて単結晶を載せたんですよということですから、まるっきりひっくり返った話だと。だから、真逆という言葉を使っております。

どうあれ、その真相究明を今さらしても、どうにもならんという話のところもありますので、言ってみれば、事の発端じゃなくて、村民がその事実を知ったのは、3月の議会だよりを見ての話だというふうに思っております。議会のほうにも、広報、発行責任者は議長でありますし、議会広報の組織もあります。そのお二方に対して、次の議会広報に訂正文を載せてくださいよというお話はしてございます。そういった部分、裏でも何かとれる手だてがあれば、お願いしたいなというふうな気持ちでいますけれども、村長としてはこれ以上は、議会の中で話したんだからいいよということなのかどうか、そこを再度お伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） それらも含めて、前課長に話を聞かせてもらって、どういう処置をしたらいいのかどうか、議長なりと相談をさせていただきたいというように思います。

さらに、先ほど来から言われている、26年度と27年度、どうしてこうなったかということも含めて、私は検証しなければならないということでもありますので、それらも含めてやらせてもらいます。

○議長（金井佐則君） 以上で、6番小野閣武利議員の一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして、通告のあった5名の議員の一般質問を終了いたします。

◎日程第5 陳情について

○議長（金井佐則君） 日程第5、陳情についてを議題といたします。

お手元に配付の請願・陳情つづり一覧表により付託いたします。

陳情受理番号4号、第12区区長、松下博幸氏、同区長代理、立見清彦氏より陳情のあった村道桃

泉・上野原及び桃泉4号線道路改良工事については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしましたので、平成28年第2回定例会第1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時36分散会

平成 2 8 年 第 2 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

6 月 2 1 日 (火)

平成28年第2回榛東村議会定例会会議録第2号

平成28年6月21日（火曜日）

議事日程 第2号

平成28年6月21日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 同意第 2号 榛東村固定資産評価員の選任について
- 日程第 3 同意第 3号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 4 同意第 4号 榛東村教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認について（榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認について（榛東村税条例等の一部を改正する条例について）
- 日程第 8 議案第47号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第48号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第49号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第50号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第51号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第52号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第53号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 報告第 1号 平成27年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第16 報告第 2号 榛東村土地開発公社の経営状況報告について
- 日程第17 陳情第 3号 村道桃泉・上野原及び桃泉4号線道路改良工事について
- 日程第18 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで議事日程に同じ

追加日程第1 同意第5号 榛東村副村長の選任について

出席議員（13名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
9番	松岡好雄君	11番	岩田好雄君
12番	岸昭勝君	13番	早坂通君
14番	金井佐則君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	総務課長	小山美子君
企画財政課長	清村昌一君	税務課長	山本正子君
住民生活課長	久保田邦夫君	健康保険課長	安田睦君
産業振興課長	青木繁君	建設課長	久保田勘作君
上下水道課長	清水義美君	会計課長	清水喜代志君
教育長	阿佐見純君	教育委員会 教務局長	青木芳弘君

事務局職員出席者

事務局長	岩田健一	書記	津久井久美
------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第2回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

ここで教育委員会、青木局長より初日の一般質問について訂正があるという報告を受け、それを許可いたします。

青木局長。

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） おはようございます。

本議会初日に行われました南議員からの一般質問に対する答弁で、中央コミュニティセンターの社会教育施設建設委員会の設置を「平成26年7月」としましたが、「平成25年7月」の誤りでした。訂正をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（金井佐則君） それでは、出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、地方自治法第113条の定足数の規定に達しておりますので本日の会議は成立いたします。

なお、村長以下管理職は全員出席であります。

直ちに、お手元に配付した日程により会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において行います。

5番山口宗一君、6番小野関武利君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 同意第2号 榛東村固定資産評価員の選任について

○議長（金井佐則君） 日程第2、同意第2号 榛東村固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

岩田議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

ここで提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） おはようございます。

同意第2号について、榛東村固定資産評価員の選任についてをご説明させていただきます。

この件につきましては、固定資産評価員でありました前の税務課長の岩田健一さんが4月1日付で異動となりました。きょうもここにおりますけれども、皆さんに配付してありますように、後任として税務課長であります、山本正子さんを固定資産評価員に選任したいと考えておりますので、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、採決を行います。

同意第2号 榛東村固定資産評価員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。



◎日程第3 同意第3号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（金井佐則君） 日程第3、同意第3号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

岩田局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

ここで提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） それでは、同意第3号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員であります高橋三子さんの任期が、平成25年7月1日からことしの28年6月30日までとなっております。3年間の任期が間もなく終了となりますが、これに伴ひまして、28年7月1日から固定資産評価審査委員会の委員の選任が必要となります。

そこで、皆様にお配りしたように、榛東村大字広馬場1931番地の3にお住まいの高橋三子さんを固定資産評価審査委員会の委員に引き続き選任をお願いしたいというように考えております。

高橋さんについては、昭和17年5月20日にお生まれになり、現在74歳でございます。前橋工業短期大学を卒業後、榛東村役場に長年勤務されておりましたけれども、定年退職し、その後におかれましては、地元の18区の区長を経験されており、現在でも地域の役員として活躍をしておる方でございます。役場在任中におきましては、総務課長、税務課長の経験もありまして、固定資産評価員として活躍された時期もございます。

高橋さんにつきましては、過去の経験を十分に生かした固定資産評価審査委員会の委員としてお力添えをいただきたいと考え、選任したいと考えておりますので、議会の皆様のご同意をよろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、平成28年7月1日から31年6月30日までの3年間でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、採決を行います。

同意第3号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第4 同意第4号 榛東村教育委員会委員の任命について

○議長（金井佐則君） 日程第4、同意第4号 榛東村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

岩田事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

ここで提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 真塩 卓君登壇]

○村長（真塩 卓君） それでは、同意第4号 榛東村教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

教育委員会委員の現在の湯浅悟さんが平成28年6月30日までとなっております。4年間の任期が間もなく満了となりますが、これに伴いまして、平成28年7月1日から教育委員会委員さんの任命が必要となります。教育委員会委員の任命に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づきまして、議会の同意を求めるものであります。

そこで、皆さんにお配りしたように、榛東村大字山子田1289番地にお住まいの高橋俊一さんを教育委員会委員に任命したいと考えております。

高橋さんにつきましては、昭和33年2月11日にお生まれになり、現在58歳でございます。日本大学を卒業後、警察官として15年間、群馬県警に勤務された後に、現職である桃井郵便局長として勤務されております。また、村の交通安全会の理事として地域貢献をされており、加えて、北小学校のPTA会長としての経験もある方でございます。お人柄につきましては、温厚実直で村民の人望も厚く、教育委員会委員に最適な方と考えております。

高橋さんにつきましては、過去の経験を十分に生かし、教育委員会委員としてお力添えをいただきたいと考え、任命したいと考えております。議会の皆さんの同意をよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成28年7月1日から平成32年6月30日までの4年間でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、採決を行います。

同意第4号 榛東村教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第5 承認第2号 専決処分の承認について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（金井佐則君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

承認第2号 専決処分の承認についてでございます。

こちらは、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日付で公布されたことによりまして、榛東村国民健康保険税条例に改正の必要が生じ、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。同条第3項の規定により、承認をいただくものでございます。

今回の地方税法施行令の一部改正は、賦課限度額を合計で4万円引き上げ89万円とし、高所得者により多く負担してもらい、中間所得層に配慮した改正としています。あわせて、軽減判定基準の所得も引き上げをしたものです。

具体的には、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を2万円引き上げるもの、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を2万円引き上げるものです。

また、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を26万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得算定において被保険者の数に乗すべき金額を48万円に引き上げるものです。

例規集では、第2巻1087ページからでございます。

一部改正ですので、新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをお願いします。

こちらは、右が改正前、左が改正後条例でございます。アンダーラインが引いてあるところが改正箇所になります。

現行課税額、第2条第2項中、基礎課税額「520,000円」を「540,000円」に、第2条第3項中、後期高齢者支援金等課税額「170,000円」を「190,000円」に改めるものです。

2ページをお願いいたします。

次に、先ほど説明しました第2条第2項、第3項の改正によりまして、国民健康保険税の減額、第

21条第1項中の基礎課税額に係る課税限度額「520,000円」を「540,000円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額「170,000円」を「190,000円」に改正します。

次に、第2号中、軽減判定額の算出に数値の被保険者数に乗ずる額「260,000円」を「265,000円」に、第3号中、被保険者数に乗ずる額「470,000円」を「480,000円」に改めるものです。

議案書の3ページに戻っていただきます。

附則でございます。施行日、第1項、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

適用区分、第2項、改正後の榛東村国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第2号 専決処分の承認について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第3号 専決処分の承認について（榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）

○議長（金井佐則君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認について（榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小山美子総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

承認第3号 専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

こちらは、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案書5ページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したものでございます。

専決の理由につきましては、地方税法の一部改正に伴い、榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

議案書につきましては4ページから6ページ、また、例規集につきましては1巻249ページ、新旧対照表は3ページとなっております。

こちらは、新たに加えた附則第2項となっておりますので、附則した部分の説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

新たな行政不服審査法がスタートし、固定資産税台帳に登録された価格等に係る審査申し出期間が60日から3カ月に変更されたことに伴い、地方税法第411条第2項の規定による公示または同法第417条第1項後段の規定による通知がされる場合について、審査申し出の日により「固定資産税審査申し出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く」については、「なお、従前の例による」との経過措置を明確にしたものでございます。

以上で専決第3号の説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 二、三点聞きたいんですが、まず最初に、新旧対照表綴りのところの3ページです。現行の附則のところの日付が平成28年4月1日から施行するとなっているんですが、多分これは間違いじゃないかなと思うんですけども、その確認と。

あと、2点目は、先ほども専決処分の理由を言っておりましたけれども、特に緊急を要し、議会を

招集する時間的余裕がないため、地方税法の改正があったということなんですけれども、地方税法の改正がいつあって、どうなのかということ詳しく説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ただいまの早坂議員の質問にお答えさせていただきます。

この条例は、平成28年4月1日から施行すると附則の第1号で書かれておるのは、第1回定例会で榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を上程させていただきました。そこで、行政不服審査法の関係で1回改正で施行日を4月1日と上程させていただいて、可決いただいているんですが、その後、質問の2点目のところに行くんですが、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、固定資産台帳に登録された価格に関する審査の申し出に対する行政不服審査法の一部改正により改正された地方税法の規定の適用について、経過措置の明確を図るため、この条例等の一部を改正したものでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） いまいち私の知識不足もあるのかもしれないんですけども、説明が飲み込めないんですが、以前の定例会がいつだかわからないんですけども、そのときに改正をしたから、現行、旧の附則のところの条例も平成28年4月1日から施行するというふうになっているんですが、普通、法律の問題を考えると、これは既に前のやつは前の定例会で議決をされて、4月1日から施行するという事になっているんだというふうに思うんですね。今の説明だと、何か同じものをまた今回、同じ改正を上程したようにも聞こえるんですけども、前の定例会でやった改正と今回の改正は、どこがどのように違うのか説明をしてもらいたいですけれども。

それともう一つ、次の、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないためというのは、正直に言って私もネットで調べました。たしか国会で可決されたのが3月29日だったかな、それで、3月31日に公布か何かされたんだと思うんです。だから、確かにこれは時間的余裕がないのは、私も客観的に見ても、時間的余裕がなかったからというのは認めます。

ただし、この専決理由を書く担当の方が誰だかわからないけれども、お願いしたいんですけども、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、ごめんなさい、正確に言うね、平成18年に改正されているんですよ、この部分が。何でかという、旧のこの部分を乱用して、余りにも全国各地で安易に専決処分がされているという制度審議会かな、そこで議論になりまして、その安易に長がこの専決処分をするということは、議会の議決権の侵害になるじゃないかと。だから、やはりこれは取り除こうと、この条項は、という話にまで至ったんです。ただ、委員の中で協議している中で、ただ、いざ災害になった場合はどうするんだと、その部分の、この特に緊急を要し、議会を招集する時

間的余裕がないための条項を外したら、災害のときにはどうするんだという議論になりまして、じゃ、やっぱり残しておこうということで、ただ、丸々残したんじゃないくて、最後に「時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」というのが加わったんです。だから、ここの専決理由の中にも、それを入れなければ意味がないんですよ、専決理由の中に。「余裕がないことが明らかであると認めるとき」というのを入れなければ、何のための平成18年の改正だかわからないんですよ。だから、それは今後入れてください。担当は誰ですか、総務課長でいいわけ、法規関係は。

じゃ、いずれにしても、誰でもいいから、今、私が言った2点、答弁願います。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 1点目のお尋ねでございますけれども、今回の議案については、3月の議会で可決いただきました一部改正条例の一部を改正する条例ということでございます。

3月議会で議決いただきました一部改正条例につきましては、ちょっと改正内容は十分承知していないんですけれども、その改正が28年4月1日から施行するということでの一部改正条例でございました。今回は、その一部をまたさらに改正をして、新たに附則に2項をつけ加えたという改正でございますので、こちらの施行日につきましては、間違いということではございません。

○議長（金井佐則君） もう一問。企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、2点目でございますけれども、専決処分書あるいは今回上程させていただいております議案書の中にも、地方自治法の条項を引いてきてございます。第179条第1項の規定に基づきということで、根拠法令の条項となるものを引いておりますので、当然、第179条第1項には、今、議員からご説明いただきましたけれども、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときということがあるのは当然でございますので、改めて提案理由のほうにそういった文言を加えるかどうかということについては、またちょっと庁内で検討させていただきたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 3問目、はい。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 条項は確かに書いてあるけれども、こういう議案というのは基本的には、要するに議案を見るほうの立場にもなって、より深い議論ができるようにつくるべきであると思うんだよね。そう考えれば、わざわざ改正された条文だよ。今までの乱用されたことを反省して、それを反省して「明らかであると認めるとき」という条文が加わったわけだよ。この一番肝心なところを抜かしちゃって書かれているわけだよ。確かに第179条、現在の地方自治法を見れば書いてあるかもしれない。でも、さっきも言ったように、より議論が深まるように、ある意味、議案書だつてつくるべきだし、別にそれを入れちゃいけないということはないわけだし、逆に言えば、入れるべきだと思

うんだよね。入れてあったほうが、専決処分を議論するときに、ちゃんとした議論ができるわけですよ。そういう立場から言えば、あえて入れることを拒む理由が私にはわからないんですね。逆に言うと、これからも、専決処分をある意味、緊急を要しない場合においてもやるよという魂胆があるのかなというふうに察しますよ、そういうふうに考えますよ。あえてここの、これだけの入れることを拒むというのは。いかがですか。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） そうしたら、繰り返しになりますけれども、根拠条項であります自治法の第179条第1項にその旨の規定がございまして、その地方自治法の根拠条項に基づいた形での専決処分でございますので、今の承認第3号で言いますと、まず、4ページの議案書に専決処分の承認についてということで、地方自治法第179条第1項の規定に基づきという部分もございまして、5ページの、これは専決処分書でございますけれども、専決理由といたしまして、こちらにも根拠条項が記載されているということでございまして、条項を変な魂胆があつてといひましようか、条文を引いていない、引いているというようなことではないかと思ひます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第3号 専決処分の承認について（榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よつて、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◎日程第7 承認第4号 専決処分の承認について（榛東村税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（金井佐則君） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認について（榛東村税条例等の一部を改正する条例について）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本正子税務課長。

[税務課長 山本正子君発言]

○税務課長（山本正子君） それでは、承認第4号の提案理由についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案書8ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、榛東村税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分するものでございます。

専決の理由につきましては、地方税法の一部改正が行われたことに伴い、榛東村税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

改正条例文については、議案書9ページ、10ページ、例規集につきましては、第2巻631ページから770ページ、資料の新旧対照表につきましては4ページから11ページになります。

9ページをお願いいたします。

第1条についてご説明いたします。

第1条は、榛東村税条例の一部改正になります。それでは、一部改正ですので、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

新旧対照表の4ページをお願いいたします。

表の右側が現行、左側が改正となります。アンダーラインが引いてある箇所が改正となる部分です。該当する部分について説明をさせていただきます。

4ページ、第18条の2、災害等による期限の延長中、上から5行目です、現行「不服申立て」を改正「審査請求」に改めます。これは、行政不服審査制度が全面改正され、不服申し立てや、ここにはないのですが、異議申し立て等については、全て審査請求に一元化されたことによります。

その下、第56条、見出しは第55条になるのですが、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告中、現行「又は第12号の固定資産」を改正「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に改め、次、5ページをお願いいたします、上から10行目、現行「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を改正として「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改めます。これは、独立行政法人労働者健康福祉機構が解散し、独立行政法人労働者健康安全機構がその業務を引き継いだことによる改正となります。

6ページをお願いいたします。

第59条、固定資産の非課税の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告中、上から3段目、現行「又は第12号」を改正「、第12号又は第16号」に改めます。

同じページの中ほど、附則第10条の2、法附則第10条第2項第1号の条例で定める割合、第4項中、現行「附則第15条第2項第6号」を改正「附則第15条第2項第7号」に改め、7ページをお願いいたします、同条第8項中、現行「費用」の次に改正では「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加えました。

議案書9ページにお戻りください。

続きまして、第2条について説明いたします。

第2条につきましては、昨年第4回定例会で議決をいただきました、榛東村税条例の一部を改正する条例の一部改正になります。

榛東村税条例の一部を改正する条例、附則第6条は、村たばこ税の経過措置に関する改正になります。平成22年10月のたばこ税率の引き上げに伴う小売価格の大幅な引き上げ以降、紙巻きたばこの販売数量が減少する中、低価格で販売されている旧3級品の紙巻きたばこの販売数量が急増しており、旧3級品の紙巻きたばこに係る特例税率を廃止することになりました。

この改正は、平成28年4月1日から実施されますが、激変緩和等の観点から経過措置を講ずることになりました。経過措置として、1,000本につき2,495円であったたばこ税が、平成28年4月1日からは1,000本につき430円を引き上げ、翌年平成29年4月1日からプラス430円、平成30年4月1日からプラス645円と順次引き上げ、平成31年4月1日からは一般品の紙巻きたばこの税率が適用となり、1,262円引き上げられ、1,000本につき5,262円の税率となります。

説明した中の旧3級品の紙巻きたばこというのは、3級品では、「わかば」「エコー」「しんせい」「ゴールデンバット」のことを言います。

改正文に、第100条の2第1項が何度も出てきますが、4月1日からたばこ税が引き上げられることにより、小売販売業者が販売のために旧3級品紙巻きたばこを5,000本以上保持している場合、税率の引き上げ分に相当する額を課税します。この第100条の2第1項は、先ほど説明しました小売販売業者が正当な理由がないのにたばこ税の申告を提出期限までにしなかった場合に、過料を科すというものでございます。

10ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1条、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

固定資産税に関する経過措置、第2条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

以上で、榛東村税条例等の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認

くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） やはりここにも専決処分の理由が出ていますけれども、再度聞きますけれども、先ほどの質問に対して、第179条第1項の規定によりというのが書いてあるから、あえて改正して加わった「余裕がないことが明らかであると認めるとき」というのを入れなくてもいいようなことを答弁していたんだけど、改めて聞きます。なぜ、「明らかであると認めるとき」というのを入れることを否定することにこだわるんですか。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） その地方自治法の規定に基づいて専決処分を行っているわけございまして、その地方自治法の根拠規定といたしますと、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるというふうに首長が判断したということでの専決処分でございますので、専決理由あるいは承認をいただくときの提案理由に、この条文を全て引くということが、別に拒否しているとかそういうことではなくて、あくまでも根拠法の条項が記載されていますので、それで足りるということの判断でございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） そういうことならば、何も長い文章じゃないんだから、私は入れるべきだと思うんですよ。何でもかと言いますと、先ほど申しましたように、この部分が余りにも全国の議会で乱用されて、そのことによって議決権の侵害が数多くされたわけです。それがまずいということで制度審議会で審議をした結果、繰り返しますけれども、じゃ、この条項を乱用されるから、この条項を外そうかという議論もされた。その中で、しかし、災害のときに緊急に対応できないから残すべきだという、そういう中から、それでは、今後そういう乱用をされないように言葉を加えましょうと、それで「余裕がないことが明らかであると認めるとき」というのが加わったわけですよ。

そういう制度審議会とかこの専決処分をきちんと運用しようということから考えれば、そうすれば、ここに入れることによって、はっきり言って、この議案書が出てきて、どれだけ議員が第179条の条文を読んできていると思っているんですか。私は、そんな多くの議員は第179条の条文を読んで議会に臨んでいないと思いますよ。そうしたら、ここに明らかに書くことによって、行政に襟を正せるという役目もあるし、議会がきちんと専決処分の運用をするように監視するためにも、ここに「明らかであると認めるとき」という条文を入れたほうがいいと思うんですよ。先ほども言いましたように、

そんな長い条文じゃないんですから。それをなぜそこまで、私に言わせれば、言っていることは理解できるんだけど、でも、なぜそこまで入れないことにこだわるのかというのがわからないんです。答弁願います。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） その理由のところ、特にこだわって入れないとかそういったことではなくて、繰り返しになりますけれども、今回3本、承認の議案を出させていただいていますけれども、早坂議員先ほどおっしゃられたように、地方税法の改正あるいは地方税法施行令の改正の公布日が3月31日だったと。これは、客観的に議会を招集する時間的余裕はないということで、早坂議員もそちらはお調べいただいて、ご確認いただいているということでございますので、時間的余裕がないことが明らかであったから、専決処分という形をとらせていただいているわけでございますので、明らかでないときにも今後やるんじゃないかというお話もございましたけれども、そういうような意図があって例えば理由に入れて、その「明らか」という言葉を入れていないということではございませんので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長にお聞きします。

企画財政課長があれば何かかたくなになっている感じがするんだけど、加えることぐらい別にそんな難しいことではないと思うので、やはり先ほども言いましたように、専決処分をする執行側としても、それを審議する議会としても、入れたほうがより住民のための審議ができるというふうに私は考えるんですね。ですから、そのことを入れるべきだというふうに主張しているんですけども、村長の考えを聞かせてください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、清村課長が答弁したとおり、我々のほうはこだわった問題ではございません。こういう中において、今回みたいに承認については、特に早坂議員も知ってのとおり、3月29日に閣議決定され、そしてこれが3月31日公布と、それで施行が4月1日というときに、我々も条文の案件について全く全国と同じようにするためにも、国のほうから示される案件について条文を間違えないようにやるためには、29日に閣議決定されても、我々のほうに届くのは必ず31日になります。そうすると、どうしても時間的余裕がない。それに対していつ幾日ということがあったから、これについて時間的余裕がないということでやれということだと思っておりますけれども、我々はこれを拒否するものではなく、明らかに今回の場合にも、何でもかんでもやるという問題じゃございません。拒否しているつもりはございません。

それで、追加でちょっと説明させてもらいたいんですけども、先ほど早坂議員から質問があった村の固定資産評価審査委員会条例の改正について、これの附則についてちょっとおかしいんじゃないかと、4月1日からということがありました。これについても、新旧対照表を見てもらえばわかるんですけども、改正したところについては、改正後の新しいものと旧について4月1日というものはそのままあります。2項について、これが加わったので、これを追加しますよということによって、4月1日が間違いであるということはありません。

それと、あと1個また、これは余分なことかもしれませんが、お願いしたいんですけども、日曜日、19日に消防団がポンプ操法大会に渋川地区で優勝しました。これについて、今度は県大会、あるいはそれによっては全国大会がございます。そういうときも、今、補正とかそういうものを組む予定でありますけれども、これについても、内容によっては、練習とかそういうのは動かなきゃなりませんので、それはまた専決をするかもしれませんが、その点も時間的余裕がないということで、やらざるを得ないということもご理解を願いたい、特にその点をお願いしたいというように思います。

[発言する声あり]

○議長（金井佐則君） 3問終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第4号 専決処分の承認について（榛東村税条例等の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成する諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◎日程第8 議案第47号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第8、議案第47号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木芳弘教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 議案第47号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について、提案の理由の説明をさせていただきます。

議案書の11ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、関係条例についての所要の改正等を行うものです。

例規集につきましては、第3巻1319ページでございます。

一部改正ですので、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の12ページをお願いいたします。

右側が現行条例、左側が改正案でございます。

現行条例第2条第1項に、改正案の下線部分、「ただし、児童の保護者が属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、教育委員会が定める額とする。」を追加するものです。

これによりまして、生活保護世帯やひとり親世帯などが子育てを行いやすい環境を整えるため、一律4,500円の保育料を減額するものです。

議案書の12ページをお願いします。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものです。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第47号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第48号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（金井佐則君） 日程第9、議案第48号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村昌一企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、議案第48号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から289万5,000円を減じ、総額を58億9,460万5,000円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、本年4月1日発令の人事異動に伴う職員給与費等の整理を行うほか、当初予算編成後に生じた事由により、一部経費について増額をお願いするものでございます。

議案書の14ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に読み上げいたします。

16款県支出金、2項県補助金、補正額53万円、計1億6,283万5,000円。

19款繰入金、1項基金繰入金、342万5,000円の減、計7億4,367万9,000円。

続きまして、15ページ、歳出でございます。

1款1項議会費、補正額94万1,000円の減、計8,912万円。

2款1項総務管理費、補正額365万1,000円、計8億8,397万円。2項徴税費、568万5,000円の減、計9,233万7,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額157万1,000円の減、計3,407万7,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、65万4,000円の減、計12億9,187万3,000円。2項児童福祉費、7,000円、計6億3,525万5,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、628万円の減、計1億8,284万3,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、186万6,000円、計5億7,573万6,000円。2項林業費、6万8,000円、計2,779万5,000円。

8款土木費、1項土木管理費、31万5,000円の減、計1,869万7,000円。2項道路橋りょう費、102万7,000円、計3億1,589万3,000円。5項都市計画費、129万5,000円、計1億6,451万3,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正額512万7,000円、計7,253万円。2項小学校費、補正額69万2,000円、計1億6,327万1,000円。4項幼稚園費、補正額75万6,000円、計1億992万5,000円。5項社会教育費、5万9,000円の減、計1億2,982万2,000円。6項保健体育費、補正額187万9,000円の減、計2億1,957万7,000円。

補正前の額58億9,750万円、補正額289万5,000円の減、計58億9,460万5,000円でございます。

続きまして、審議資料、予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

初めに、事項別明細書でございます。

上の表、16款2項4目農林水産業費県補助金、53万円の増額につきましては、説明欄に記載がございますとおり、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金でございます。

下の表、19款の繰入金でございますけれども、こちらにつきましては、今回の補正が歳入超過となったため、財政調整基金からの繰り入れを342万5,000円減額するものでございます。

4ページ以降が歳出になります。

職員給与費以外の経費につきましては、各会計間における人事異動に伴う特別会計への繰出金の増減、及び歳入でご説明申し上げました県補助金の内示に基づく経費の補正が主なものとなっております。

11ページになります。

6款2項1目林業総務費の6万8,000円でございますけれども、それとあと14ページ、15ページに教育費の中の学校教育総務費のうち、8節報償費、14節使用料及び賃借料、19節負担金、補助及び交付金の合計が46万2,000円になりますが、先ほど歳入でご説明申し上げました、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金を環境保全団体に対する補助、及び南北両小学校の林間学校の実施経費に充てるものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

今回、人事異動に伴います職員給与費の整理ということで、給与費の明細書がございますけれども、20ページの特別職でございますけれども、共済費が比較の欄にございますが、31万6,000円ほど減額になってございます。こちらにつきましては、共済掛け率の減額改定があったことによるものでございます。

21ページの一般職につきましては、給料につきましては312万9,000円の減、職員手当につきましては3万円の減、共済費につきましては665万5,000円の減ということで、一般会計といたしますと、一般職に係る給与費につきましては、今回981万4,000円の減ということになってございます。

議案第48号の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第48号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第49号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（金井佐則君） 日程第10、議案第49号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第49号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万円を加え、総額を19億1,069万円とするものです。

議案書18ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。

左から款、項、補正額、計の順に読み上げます。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額108万円、計8,724万3,000円。

歳入合計、補正前の額19億961万円、補正額108万円、計19億1,069万円です。

続きまして、19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

同じく左から款、項、補正額、計の順に読み上げます。

1款総務費、1項総務管理費、補正額108万円、計607万7,000円。

歳出合計、補正前の額19億961万円、補正額108万円、計19億1,069万円です。

予算に関する説明書の25ページをお願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書です。

4款2項2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、108万円の増額です。内容については、歳出で説明いたします。

26ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書です。

1款1項1目一般管理費、108万円の増額は、平成30年度から国民健康保険制度改革により、県が全体の医療費の推計などを行う財政運営の責任主体となり、市町村は、国民健康保険事業費納付金として県に納めることとなります。この納付金を県が試算するために、市町村ごとに細かいデータの抽出作業が必要となり、このデータを作成するためのシステム改修費用でございます。この件についての詳細な内容は本年4月8日に示されたところで、当初予算に計上することができず、補正するものでございます。

以上で説明は終わります。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第49号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開を10時30分より行います。

午前10時10分休憩

午前10時30分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第50号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（金井佐則君） 日程第11、議案第50号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水義美上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、議案第50号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

議案書21ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

5款繰入金、補正額129万5,000円、計1億5,398万6,000円。1項繰入金、同額です。

歳入合計、補正前の額4億2,354万8,000円、補正額129万5,000円、計4億2,484万3,000円。

22ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費、補正額31万9,000円、計612万5,000円。1項総務費、同額です。

2款建設費、補正額97万6,000円、計2億2,625万4,000円。1項建設費、同額です。

歳出合計、補正前の額4億2,354万8,000円、補正額129万5,000円、計4億2,484万3,000円。

続いて、予算に関する説明書29ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

歳入でございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額129万5,000円は、1節一般会計繰入金を増額するものでございます。

30ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目総務費、補正額31万9,000円は、2節給料8,000円、3節職員手当等31万1,000円を増額するものでございます。

2款1項1目建設費、補正額97万6,000円は、2節給料12万6,000円、3節職員手当等17万5,000円、31ページの4節共済費67万5,000円を増額するものでございます。

続いて、32ページの給与費明細書をお願いいたします。

1、特別職については、該当ありません。

2、一般職につきましては、職員数に変更はございません。給料13万4,000円、職員手当40万6,000円、共済費67万5,000円、合わせて121万5,000円の増額となっております。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第50号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第12 議案第51号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（金井佐則君） 日程第12、議案第51号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

岩田事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、議案第51号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の補正と、広馬場地区污水处理施設の汚泥貯留槽内に蓄積しました余剰汚泥の引き抜き業務委託費の補正でございます。

議案書24ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

4款繰入金、補正額333万2,000円、計2億9,568万7,000円。1項繰入金、同額です。

歳入合計、補正前の額3億2,804万7,000円、補正額333万2,000円、計3億3,137万9,000円。

25ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費、補正額236万円、計3,684万円。1項総務費、同額です。

2款管理費、補正額97万2,000円、計4,577万7,000円。1項管理費、同額です。

歳出合計、補正前の額3億2,804万7,000円、補正額333万2,000円、計3億3,137万9,000円。

続いて、予算に関する説明書36ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

歳入でございます。

4款1項1目繰入金、補正額333万2,000円は、1節一般会計繰入金を増額するものでございます。

37ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項1目総務費、補正額236万円は、2節給料115万6,000円、3節職員手当等91万9,000円、4節共済費28万5,000円を増額するものでございます。

2款1項1目管理費、補正額97万2,000円は、13節委託料、説明欄の施設管理費につきまして、広馬場地区農業集落排水処理施設における汚泥貯留槽内に蓄積しました余剰汚泥の引き抜きを早急に行う必要があるとの群馬県土地改良連合会からの指摘がございまして、この余剰汚泥の引き抜き処理委

託費の増額をお願いするものでございます。

続いて、39ページ、給与費明細書です。

特別職については、該当ありません。

一般職につきましては、職員数に変更はございません。給料115万6,000円、職員手当77万9,000円、共済費28万5,000円で、合わせて222万円の増額となっております。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番小野関武利君。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 6番小野関です。

農業集落排水、2款管理費の施設管理委託料97万2,000円ということですが、自分なんかの感覚で言うと、言ってみれば、汚泥が周遊しているところに汚泥がたまったという話のようでありまして、この部分は、稼働して日もそんなにたっていないような状況というふうに理解しておりますし、構造的な欠陥はないのかという心配があるので、その辺の状況を説明願うのと。

言ってみれば、大きいプールを還流している状況というのは、そういう汚泥が出ないようにするための汚泥の流れという部分で理解しているんですが、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、お答えいたします。

広馬場地区の農業集落排水の施設につきましては、23年7月から供用開始しております。現時点で5年が経過しているところであります。

今回の件の汚泥の引き抜き処理になった経緯ですけれども、昨年度、水処理関係ですか、汚泥関係の機械等の故障が何回かありまして、その間、汚泥を肥料化する汚泥処理の施設がとまってしまったというところで、その間、汚泥の処理ができなかった期間があります。その期間において、OD層という層の中に蓄積・堆積してしまったという状況です。

適正な汚泥の計画値としましては、3,000ミリですか、SSが3,000というのがいいんですけれども、今、5,000に増幅しているということでございますので、ある一定量、その蓄積してしまった一定量の75立米ほどを引き抜かないと、正常値の3,000に持っていくことが困難であるというところで、今回、引き抜き作業を行うということでございます。

状況と処理施設の稼働の状況というのは、そういうことでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 今の説明で、関係する機械の故障があったということで、そこへたまったという話であります。正常に機械が作動していれば、汚泥がたまるようなことはなかったという話であります。機械設備というのは、いつどんな状況になるかというのは予測がつかない話でありますけれども、どうあれ、今後係る、汚泥処理をしなくちゃならん部分で頻発しないような対応といえますか、メンテを行ってもらいたいというふうに要望いたしますけれども、どうあれ、機械の故障という部分が影響ということでありますので、メンテの部分は、委託料を払ってやっているわけでありますから、今後、余分な出費が出ないような対応のメンテをしっかりとってもらいたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長、構造上の欠陥というのはないんですね、今さっきの話だと。清水課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 加えて、先ほど構造上の欠陥という部分につきましては、ございません。あくまで先ほど小野関議員が言ったとおり、機械の部分が、耐用年数等、また故障等、どうしても機械なので故障が発生してしまうというケースは出てしまうということでございます。

今後、また5年以上たっていますので、その辺の施設の部分について十分精査しまして、今後このようなことのないように、気をつけて管理してまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第51号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第52号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（金井佐則君） 日程第13、議案第52号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 議案第52号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について朗読及び説明をさせていただきます。

議案書27ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3款繰入金、補正額222万3,000円の減、計7,125万6,000円。1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億3,755万円、補正額222万3,000円の減、計1億3,532万7,000円。

続きまして、28ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額222万3,000円の減、計5,878万8,000円。1項総務管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億3,755万円、補正額222万3,000円の減、計1億3,532万7,000円。

続きまして、予算に関する説明書の41ページをお願いいたします。

41ページから42ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書総括でございます。説明は省略させていただきます。

43ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入です。

歳出の減額に伴いまして、一般会計から繰り入れを222万3,000円減額するものでございます。

44ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2節給料から4節共済費まで、給食センター職員の人事異動に伴いまして増減するものです。

12節役務費と19節負担金、補助及び交付金は、群馬県指定事業の食育推進に関する実践協力調理場により、県費負担である栄養士1名の加配がありました。このため、検便検査等負担金を増額したものです。

15節工事請負費は、本年の大雪の影響により倉庫が倒壊したため、倉庫新設及び撤去工事の費用34万1,000円を計上したものです。

続きまして、46ページ、給与明細書をお願いいたします。

2、一般職、給与費は209万3,000円の減、共済費が46万9,000円の減、合わせて256万2,000円の減額となっています。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第52号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 議案第53号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（金井佐則君） 日程第14、議案第53号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、議案第53号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算

(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、3条予算の収益的収入及び支出につきまして、人事異動に伴う人件費の増額と4条予算の資本的収入及び支出では、南部浄水場の残留塩素計の更新、及び梨木平浄水場配水池水位計を更新する必要が生じていることから、委託料を増額補正するものでございます。

それでは、予算に関する説明書48ページをお願いいたします。

平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算(第1号)実施計画書により説明させていただきます。収益的収入及び支出でございます。

左から款、項、補正予定額、計の順に朗読させていただきます。

なお、既決予定額につきましては省略させていただきます。

1款水道事業費用、補正予定額312万8,000円、計2億8,409万円。1項営業費用、補正予定額312万8,000円、計2億6,824万1,000円。3目総係費、補正予定額312万8,000円、計2,476万円。

続きまして、49ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出でございます。

なお、既決予定額は省略させていただきます。

1款資本的支出、補正予定額38万9,000円、計6,856万4,000円。1項建設改良費、補正予定額38万9,000円、計4,013万円。1目建設改良費、補正予定額38万9,000円、計3,949万1,000円。

続いて、50ページの給与費明細書です。

特別職については該当ございません。

一般職は、職員数に変更はございません。給料123万2,000円、手当133万7,000円、法定福利費51万9,000円で、合わせて312万8,000円の増額となっております。

続いて、52ページをお願いいたします。

補正予算(第1号)の説明書でございます。

収益的収入及び支出における支出の内訳となっております。

1節給料から5節法定福利費につきましては、人事異動に伴う増額の補正でございます。

53ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出における支出の内訳となっております。

2節委託料、補正予定額38万9,000円は、南部浄水場の残留塩素計の更新、それから、梨木平浄水場の配水池の水位計を更新するために設計業務委託料を増額補正するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第53号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 報告第1号 平成27年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（金井佐則君） 日程第15、報告第1号 平成27年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村企画財政課長。

[企画財政課長 清村昌一君発言]

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、平成27年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

議案書32ページをお願いいたします。

この計算書に掲げてございます事業につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定に基づきまして、平成28年度へ予算繰り越しを行ったもので、同条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

表の左から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に朗読をさせていただきます。

なお、左の財源内訳欄については省略をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、総合行政システム費、金額1,566万円、翌年度繰越額、同額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、介護一般事業、金額6,180万円、翌年度繰越額、同額でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業（道路・橋りょう）、金額1,907

万円、翌年度繰越額、同額でございます。

10款教育費、2項小学校費、北小学校整備事業、4,112万4,000円、翌年度繰越額、同額でございます。同項、南小学校整備事業、3,186万9,000円、翌年度繰越額、同額でございます。

以上、報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 28年第1回定例会での繰越明許費補正は商工費も入っていたんですが、今回の繰越計算書の中には入っていないんですが、どういうことが入っていないのか、ご説明願います。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 前回の議会で議決をいただきました移住雇用企業支援事業、繰り越しの上限額といたしましては316万8,000円をご議決いただいたわけでございますけれども、本事業につきましては、国の平成27年度補正予算によります地方創生加速化交付金を財源として実施をするものということで、予算計上させていただいたものでございます。国に対し交付申請を行いましたが、残念ながら不採択となったため本事業を取りやめることといたし、繰り越しを行わないものとしたものでございます。

○議長（金井佐則君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。



◎日程第16 報告第2号 榛東村土地開発公社の経営状況報告について

○議長（金井佐則君） 日程第16、報告第2号 榛東村土地開発公社の経営状況報告についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

[建設課長 久保田勘作君発言]

○建設課長（久保田勘作君） それでは、榛東村土地開発公社の経営状況報告についてご説明申し上げます。

提案理由ですけれども、地方自治法第243条の3第2項の規定により、榛東村土地開発公社の平成27年度経営状況及び平成28年度の事業計画、予算、資金計画を別紙のとおり報告させていただくものでございます。

議案書35ページをお願いいたします。

平成27年度榛東村土地開発公社決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出。

収入及び支出につきましては、左から、予算額については合計、決算額、歳入は予算額に比べ決算額の増減、歳出は不用額の順に朗読させていただきます。

初めに、収入。

第1款事業収益はございません。

第2款事業外収益、合計2万4,000円、決算額2万5,049円、1,049円の増。内訳としましては、第1項受取利息、予算の合計4,000円、決算額3,649円、351円の減。第2項雑収益、予算額2万円、決算額2万1,400円、これは、県税の還付金で1,400円の増となっております。

下の表で支出でございます。

第1款事業原価はございません。

第2款1項販売費及び一般管理費、合計5万円、決算額3万9,500円、不用額は1万500円でございます。合計も同額となっております。

続きまして、36ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出は、該当はございません。

37ページをお願いいたします。

損益計算書。

中ほどの3の販売費及び一般管理費については、(1)報酬1万7,500円、(4)雑費2万2,000円、事業損失3万9,500円。

4の事業外収益、(1)受取利息3,649円、(2)雑収益2万1,400円、経常損益は1万4,451円となっております。当期損失も同額でございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

貸借対照表となっております。

資産の部、1流動資産、資産合計1,462万1,979円、負債の部、負債の合計はゼロとなっております。一番下の行で、負債・資本の合計は1,462万1,979円となっております。

39ページをお願いいたします。

27年度の財産目録です。

上の表は資産、1の流動資産、(1)現金及び預金、アの普通預金の合計は12万1,979円、イの定期預金の合計は1,450万、流動資産の合計は1,462万1,979円となっております。一番下の行で、資産合計も同額となっております。負債はございません。

40ページをお願いいたします。

付属明細書となっております。

続いて、41ページをお願いいたします。

27年度榛東村土地開発公社決算審査意見書でございます。

松井保夫監事により、4月20日に監査を実施していただき、ご報告をいただいたものでございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

平成28年度の予算です。

第2条の収益的収入及び支出の予定額。

収入については、第2款事業外収益2万6,000円を計上いたしました。

次に、支出、第2款販売費及び一般管理費としまして5万2,000円を計上してございます。

44ページをお願いいたします。

平成28年度の事業計画となっております。前年度と事業計画内容は同じとなっております。

45ページをお願いいたします。

28年度の資金計画につきましては、説明は省略させていただきます。

46ページをお願いいたします。

28年度の実施計画、収益的収入及び支出。

1款は計上がございません。

2款1項受取利息4,000円、2項雑収益2万2,000円。

下の表で支出になります。2款1項販売費及び一般管理費としまして、人件費と経費、計5万2,000円を計上させていただきました。

47ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、該当はございません。

48ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

中ほどの3、販売費及び一般管理費で5万2,000円を、4の事業外収益で2万6,000円を計上させていただきます。

下から2行目、経常損失、その下の当期損失は2万6,000円となっております。

49ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

資産の部、資産合計1,459万5,979円、中ほど負債の部、負債の合計はゼロとなっております。負債・資本合計は1,459万5,979円となっております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

◇

◎日程第17 陳情第3号 村道桃泉・上野原及び桃泉4号線道路改良工事について

○議長（金井佐則君） 日程第17、陳情第3号 村道桃泉・上野原及び桃泉4号線道路改良工事についてを議題といたします。

過日付託を行いました陳情の審査経過及び結果について、山口総務産業建設常任委員長より審査報告を求めます。

5番山口宗一君。

〔総務産業建設常任委員長 山口宗一君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（山口宗一君） 過日、総務産業建設常任委員会に付託されました陳情の審査結果についてご報告させていただきます。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成28年第2回第4号。付託年月日、平成28年6月13日。件名、村道桃泉・上野原及び桃泉4号線道路改良工事について。

委員会の意見。本路線は、各家庭への水道の引き込み跡が多く、道路の凹凸と継ぎはぎが著しいため、車両走行時は、騒音と振動を伴い生活環境を害しております。また、歩道と車道の区別がなく、歩行者の安全が保たれていません。本路線を改良整備することにより、地域住民の生活環境の改善と交通の利便性が図られます。よって、本陳情は採択とする。

審査結果、採択。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） ただいま山口総務産業建設常任委員長より審査の報告がありました。

平成28年第2回陳情受理番号第4号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成28年第2回陳情受理番号第4号の採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり採択に決定しました。

山口委員長、大変ご苦労さまでした。



◎日程第18 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第19 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（金井佐則君） ここでお諮りいたします。

日程第18、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第20、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、日程第18から日程第20までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定によりお手元に配付いたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで着座のまま暫時休憩といたします。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程の追加

○議長（金井佐則君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいとの申し出がありました。これを許可いたします。

この案件を審議するために、会議規則第20条の規定により、お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決しました。

◇

◎追加日程第1 同意第5号 榛東村副村長の選任について

○議長（金井佐則君） 追加日程第1、同意第5号 榛東村副村長の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、同意第5号についてご説明申し上げたいと思います。

榛東村副村長の選任についてでございます。

現在、空席となっております榛東村副村長に、倉持直美さんを選任したいというように考えております。

倉持さんは、昭和31年3月28日にお生まれになり、現在60歳でございます。

昭和51年4月に榛東村役場に奉職されまして、課長職においては基地対策室長、かねて新庁舎の建設事務局長を皮切りに建設課長などを歴任し、平成25年4月から議会事務局長を務められておりました。

ご存じのように、倉持さんは、行政経験が豊富で、地方自治法の本旨に基づき、効率的な事務処理とともに職員の指導をしていただけるものというように考えております。さらに多様化する周辺環境にあって、スピード感を持った行政運営を推進していただけるものと期待しているところでございます。

なお、任期につきましては、平成28年7月1日から平成32年6月30日までの4年間を予定しております。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げて、選任についての説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

同意第5号 榛東村副村長の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時26分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

ただいま副村長に選任されました倉持直美さんがお見えでございますので、ご挨拶をお願いいたします。

〔副村長 倉持直美君登壇〕

○副村長（倉持直美君） 皆さん、こんにちは。

今回、このような形で皆様の前で挨拶するとは夢にも思っておりませんでした。3月の定例会最終日の退任の挨拶の中でも、この議場に入るのが最後だと思いと感無量ですという言葉が述べさせていただきました。今回は、村長初め、皆様方から重責の副村長という選任・同意をしていただきました。またこの議場に入らせていただきますことに感謝申し上げます。

今までの行政経験を生かし、真塩村長を支え、今回制定されました第6次榛東村総合計画の将来ビジョンであります「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」を実現するため、職員と一緒に、全力で努めさせていただきますので、皆様方には今まで以上のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（金井佐則君） ご苦労さまでした。

◇

◎議長挨拶

○議長（金井佐則君） 以上を持ちまして、本日までに付議された案件は全て終了いたしました。

ここで閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月13日の開会以来、本日までの9日間、5名の議員からの一般質問、人事案件、専決処分の承認、一般会計並びに特別会計補正予算、条例改正、また陳情などについて、熱心な審議、活発な質疑・討論がなされました。

梅雨が明ければ、ことしも猛暑の夏が予想されております。議員各位、また執行の皆様におかれましても、健康には十分留意され、今後とも榛東村のさらなる発展のためご尽力賜りますようご祈念を申し上げ、閉会の挨拶といたします。



◎閉 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、平成28年第2回榛東村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

午前11時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 金 井 佐 則

榛東村議会議員 山 口 宗 一

榛東村議会議員 小 野 関 武 利